

第9回 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 次第

日 時 平成27年5月25日（月）
午後3時から

場 所 市役所本庁舎 5階 大会議室

1 開会

2 議事

(1) 川口市新庁舎建設基本計画（素案）について（資料3、資料4）

(2) その他

・今後のスケジュール

【配布資料】

次第

資料1 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 委員名簿

資料2 第8回審議会議事要旨

資料3 今後の審議会の進め方

資料4 川口市新庁舎建設基本計画（素案）

川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 委員名簿

番号	区分	役職	氏名	ふりがな	性別	備考
1	市民 (条例第4条第1号)		遅沢 克郎	おそざわ かつろう	男	公募市民
2			舟木 宣光	ふなき のぶみつ	男	公募市民
3	市内の民間団体 から選出された者 (条例第4条第2号)		児玉 洋介	こだま ひろすけ	男	川口商工会議所 会頭
4			小原 貞次	こはら ていじ	男	鳩ヶ谷商工会 会長
5			仁平 義一	にへい よしかず	男	川口青年会議所 理事長
6			小松 君恵	こまつ きみえ	女	女性団体(川口商工会議所女性会会長)
7			東海林 明	しょうじ あきら	男	障害者団体
8			内田 まさ子	うちだ まさこ	女	高齢者団体
9			中島 也寸志	なかじま やすし	男	地元町会(青木1・2町会長)
10	知識経験者 (条例第4条第3号)		松本 英彦	まつもと ひでひこ	男	市議会議員
11			大関 修克	おおぜき のぶよし	男	市議会議員
12			松本 幸恵	まつもと さちえ	女	市議会議員
13	学識経験者 (条例第4条第4号)	会長	尾島 俊雄	おじま としお	男	学識経験者
14		副会長	藤田 伊織	ふじた いおり	男	学識経験者
15			森 行世	もり ゆきよ	男	学識経験者

第8回川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 議事要旨

■日時：平成27年3月16日 15時00分～17時00分

■場所：市役所本庁舎 5階 大会議室

(1) 開催概要

(基本計画の検討について)

○会長より、審議会として方向性を示すべき論点について、本日議論頂き、次回の審議会で基本計画（素案）の確認、順調に進めば、パブリックコメントの手続きに進みたいとの趣旨が説明された。

○提示した基本計画（骨子案）の論点に対して、委員より様々な意見が提示された。

(参考資料2) 建物コンセプト：1階に車、2階以上に人でよいか？

- ・ 水害対策として2階以上に人の空間を確保する趣旨は理解できるが、2期棟の1階のほとんどを駐車場にする必要があるか検討すべき。
- ・ 2期棟の1階はエントランスのほか、例えば産業展示コーナーなど、一般居室ではない機能を配置することも考えられる。

(参考資料3) 1期棟に地下駐車場を造るかどうか？

- ・ 1期棟に必要となる駐車台数（100台程度）を確保するために、地下整備を検討すべき。
- ・ 地下駐車場の整備でコスト増となるため、2期棟の整備費用とあわせて、事業費の抑制を検討すべき。

(参考資料4) 2期棟の配置をどうするか？（北側広場か南側広場か）

- ・ 2期棟の事務局案と参考案について、いずれにもメリット、デメリットがある。審議会でこのいずれかに決定せず、設計に委ねてはどうか。
- ・ 2期棟の防災広場について、通常時にも屋外テラスのように利用するものであり、そうした使い方のイメージを基本計画に記載すべき

(参考資料6) 1期棟と2期棟をつなぐ連絡通路をどうするか？

- ・ 連絡通路は必要だが、その整備については、災害対応、利便性、景観（設置時の高さ）、セキュリティ等から評価、検討されるべき。

(参考資料7) ホバリングスペース、ヘリポートを造るかどうか？

- ・ 1期棟にホバリングスペースを設置すべき。

○上記の意見を踏まえ、次回審議会では、事務局で基本計画（案）を取りまとめ、提示することとなった。

(次回審議会の開催について)

○第9回審議会は5月25日（月）午後3時より、本庁舎5階大会議室で開催する。

(2) 開催内容

1. 開会

【事務局】第8回川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会を開催させて頂く。本日は、1名がご欠席と伺っている。

【会長】本日が実質的に、基本計画検討の一回目の審議会である。審議会の検討期間を短縮し、新庁舎建設を早期に実現するため、本日は多くの論点について議論し、審議会としての方向性を示していきたい。

【事務局】本日の傍聴希望者は7名である。これより入室して頂く。

2 議事

(1) 敷地利用計画の考え方について

【会長】本日は半数以上の委員が出席しているため、この審議会の成立を報告する。本日は議題1、2とあるが、通して事務局より説明頂きたい。

(参考資料1～4及び模型の説明)

【事務局】資料ではわかりづらい点もあるため、庁舎の空間や配置のイメージを持って頂けるよう、事務局で庁舎配置例を示した模型を用意した。模型の前に集まって頂きたい。

(庁舎配置例の模型の前に集まり議論を実施)

【委員】2期棟の7階の部分と立体駐車場との間の空間は必要か。

【事務局】事務局案は、1階、2階、3階に窓口部門が配置され、その上に駐車場を積むという考え方である。こういった建物を耐火建築物といい、コンクリートや鉄骨を用い一体でつくる場合には、耐火被覆をしなければならない。執務棟と駐車場棟の間は、執務空間の採光のために空間を開けている。参考案は、本庁舎は耐火建築物だが、駐車場は独立であり大臣認定の簡易式立体駐車場となるためコストも安価、また建設期間も短縮可能である。

【委員】現在、立体駐車場が4階になっているが、日照の問題であれば南側の半分を5階、6階にして駐車台数を増やすことは可能か。

【事務局】現在の案は車路が2本通っており、駐車場として最も効率的な配置である。南

側のみ階を高く積んでも、効率的な駐車スペース、車路の配置とならない。

【委員】市民窓口は3階くらいまで配置されるのか。

【事務局】この配置例ではそのような空間配置を想定した。

【委員】事務局案について、車の動線はどうなるのか。

【事務局】車の動線はスロープで庁舎東側から上ることを想定した。駐車場の下を執務空間にするという考え方である。

【委員】連絡通路はもっと上空にできるのか。

【事務局】2階レベルの設置を想定している。

【委員】参考案では連絡通路が防災広場に直結するということか。

【事務局】そのような想定である。連絡通路と防災広場は直結している。

【委員】災害発生時に、庁舎の中を通ることは可能か。また24時間、いつ災害が発生しても庁舎に避難可能か。

【事務局】庁舎は免震構造を想定しており、揺れに強い庁舎とする計画である。庁舎への避難については、セキュリティ等、今後の詳細設計の段階で詰める必要がある。

【委員】事務局案は、北側に広いスペースがある。しかし、道路に面して南側にはスペースがなく、圧迫感がある。南側に防災広場を作ったり、緑地空間を確保するほうが、全体的なデザインとしても相応しいというイメージを持った。

【委員】防災広場の広さはこれで十分か。また、緑化20%は確保されているのか。

【事務局】緑地20%は、外構部分で確保する想定である。仮に確保できていない場合でも、屋上緑化等の対応で20%の緑地率は確保できる見込みである。

【委員】北側の広場、防災広場について、駐車場棟と場所を入れ替えることはできないのか。日影の関係で難しいということか。

【事務局】 庁舎と駐車場を建設するローテーションの問題で北側に防災広場を確保する案となっている。具体的には、駐車台数を確保しながら建替える必要があるため、既存立体駐車場を残しながら、現本庁舎を解体し、新庁舎を建設、その後、既存立体駐車場を解体する流れとなる。

【委員】 事務局案について、防災広場の横のスペースはどう使うのか。

【事務局】 駐車場や駐輪場になる。2階建てにして、一階部分を駐輪場にし、デッキ状の部分に防災広場を確保する考えである。

【委員】 防災広場というのはどういう機能なのか。現実的に災害が起きた時に、どう使うのか。

【事務局】 水害が発生した際に、市民の方が防災広場に一時的に避難することができる。

【委員】 防災公園のようなイメージか。

【委員】 公園くらい広ければよいが、そんなに広くなく感じる。

【委員】 水害が発生した場合、車があったとしても立体駐車場もよい避難空間になるのではないか。

【委員】 この防災広場は立体駐車場ではないと理解している。

【委員】 防災広場も5mくらいの高さの位置にある。屋根付の広場とも考えられるのではないか。

【委員】 市役所周辺は、雨が降るとすぐに20、30cmくらい水が溜まる。一時的に集まる場所があることは良い。

【委員】 20、30cm程度の浸水で市役所へ避難するだろうか。

【委員】 市役所近隣の学童保育室が雨の時に避難できず消防車を呼んだこともある。そういう子たちが一時的に避難できると良い。市役所の前は水が溜まりやすい。

【委員】市民会館は特に水が溜まりやすいと聞く。

【事務局】現在は雨水対策ができていない。建設する際には地下に貯水槽を作り、敷地内で一定量処理できるよう検討する。

【会長】本審議会で事務局案、参考案のいずれかに決定する必要があるか。

【事務局】ご意見をいただきたい。

【会長】設計に向けた与条件として方針を決めると理解した。ただし、この2案について、設計提案にアイデアを求めるということも考えたほうが良い。なお、事務局案と参考案は同じ容積率か。

【事務局】同じ容積率である。

【会長】容積は同じで、広場の配置場所が異なると理解した。

【委員】仮設建築物をもうけず、既存の駐車場を使いながら工事できるという点で、事務局案の方が良いと思う。

【委員】工期は、事務局案の方が短い。

【委員】広場はやはり南側に面する位置にあった方がよい。

【委員】道路が広ければよいが、2車線で広くないので南側に広場が必要と考える。

【委員】防災広場の活用イメージを明確にすべき。防災広場ではなく、本庁舎に避難すれば良いのではないか。

【事務局】平常時は、一般的な広場空間としての活用をイメージしている。更にこの連絡通路を使い、1期棟と2期棟が行き来できる空間となる。

【会長】一般の人も使えるということだ。この案が望ましいと審議会で合意形成すべきだろうか。

【委員】24時間、水に対して安全な場所がすぐに確保できるのかということは、この地域の重要な課題である。建物はすぐに入れない可能性がある。道路から階段を使い2階部

分に上がれることに安心感がある。

【事務局】工期の面では事務局案が短い。ただし、参考案は事務局案より事業費がかからないと想定している。

【会長】コンペ等に任せたほうが良いと考える。

(模型の前での議論終了)

(参考資料4～7の説明)

【会長】これまでの説明が基本計画（素案）に反映されることになる。できればそれを次回審議会で決定し、パブリックコメントの手続きを進めていきたい。事務局として決めたい点は5点ある。1点目は2階のレベルを人の活動空間として水害に備えるという考え方である。2点目は、1期棟で地下駐車場を建設するという点である。1期棟に40～50台の地下駐車場を確保すると8億円程度費用が増加する。3点目は、ただ今模型にて議論した広場を南側、北側のどちらに置くかということである。どちらかと言えば皆さんよく見える所に防災広場を置くのが良いと思う。4点目は、1期棟と2期棟をつなぐ連絡通路である。整備費用に関わるため、設計時の提案にアイデアを求めるにしても、基本計画で方向性を示した方がよい。5点目はホバリングスペースについてである。今回で結論まで難しければ、次回も含め引き続き議論したい。まず、1階を車、2階を人という基本コンセプトについてご意見はあるか。

【委員】1期棟、2期棟の全てをピロティにするということであるが、水害被害の経験に基づけば、台風の時に水が出たというより、少し時間が経ってから水が来た。ピロティにするのはどのような事態を想定しているのか。200年に1度の荒川堤防が決壊したことを想定しているのか。それを想定してピロティにするというなら否定はしないが、費用面等を考えた時にもう一度検討する必要があると思う。ピロティ部分が5mだとすると階高そのものは6mとなるが、駐車場のためだけに6mも必要となるのか疑問である。階高が高くなると工事費も上昇する。1期棟は駐車場を作るためにピロティというのは理解できるが、2期棟についてピロティが必要なのかはピンと来ない。

【会長】1期棟はピロティ方式が妥当というご意見である。2期棟は、ピロティ形式とする必要があるか。2期棟も全てピロティ形式とするかは、設計時の提案に任せたほうが良いと思う。

【委員】2期棟に避難場所を確保するという案であったが、川口市の産業展示スペースや

コンビニ、喫茶室など市民が自由に使えるスペースを1階に配置する考えはどうか。恒久的にものを置くスペースでなければ、水害も問題ないよう思う。フリースペースとして何かの展示にも活用できるのではないか。1期棟について、免震構造の場合、基礎の部分に駐車スペース、貯水槽など、防災的な用途を持たせるということも検討できる。車は水が出てきたら駄目だということも含めて、駐車場スペースやピロティの使い方をもっと膨らませられるのではないか。

【会長】資料4のP13のイメージ、資料5のP13をご覧いただきたい。基本計画の骨子になるので確認頂きたい。資料5に1期棟のイメージがある。1階部分が全て駐車場となり、かつ地下1階も駐車場となるイメージか。

【事務局】1期棟及び2期棟は共通して、1階を駐車場とすることを想定している。加えて、1期棟には、地下に駐車場を設けてはどうかというものである。

【会長】2期棟の1階空間は、非常時は水没するとしても、平常時の利用として全てを駐車場として使うだけでは無く、展示空間などとして使うことも含めたイメージ図に変更すると良いのではないか。基本計画のイメージはずつと残っていくことになる。これを注意深く確認し、次回の審議会では納得できる絵にしてほしい。

【委員】1期棟の考え方を決める際に、駐車場をどう決めるのかが影響してくる。参考資料5のローテーションが非常に重要である。1期棟の建設時、2期棟の建設時いずれも、既存駐車場を使う考えである。駐車場を確保しながら工事をするという点は、事務局案は工期を守るという点で良い考え方だと思っている。

【会長】参考資料5の事務局案が良いということか。

【委員】平面計画に大きく影響してくるが、駐車場を確保しながら1期棟と2期棟の工事を進めることができが事務局案のポイントと理解している。建設中も既存立体駐車場を活用するという考え方によくわかる。

【委員】1期棟に地下駐車場を建設する費用は約8億円との説明であった。予算上限が決められている中で、どこでその増加分を負担するのか。一方で、参考案は工期が延びるが、簡易式の立体駐車場となるため、費用が事務局案よりかかる。単純に本日の説明を解釈すると、1期棟で地下駐車場をつくるならば、2期棟は参考案でコストを下げて建設することも考えられるだろう。参考案は工期が延びるが、1期棟に全て機能が入るならば、2期棟はある程度時間に余裕をもって検討すべきと思う。ただし、その分、分散化の解消

は遅延することになる。

【委員】地下は一切利用しないのかと思っていたが、地下駐車場は活用可能性があると思う。あわせて、地下通路も検討してもらえないだろうか。日本橋上空に高速道路をかけたが、今では逆に、上空の高速道路を取つ払い、地下化が検討されている。結果として、より費用がかかるようになった。

【会長】ハザードマップによる被害想定を考慮すると、庁舎をつなぐ連絡通路が水没するのは災害対応に支障をきたす。また、歩道橋は見苦しいので、景観上の工夫も必要だ。お金の問題もあるので、連絡通路の是非について議論頂きたい。

【委員】2期棟は1階をピロティにする必要は必ずしもないと思う。防災広場の1階に、駐輪場は必要か。また、どちらかと言えば2期棟が本庁舎となるだろうから、景観的にも配慮してほしい。防災広場へのアクセスの仕方、オープンスペースという話があったが、きれいなものにしても、いつでもアクセスできるようにしておかないと意味がない。加えて、庁舎との間のセキュリティ対策は検討が必要だ。連絡通路については、例えば台風の中でも行き来する必要があるため、多少費用をかけても屋内渡り廊下方式にすべきと思う。屋根付歩道橋ではあまり意味がないように思う。また、2期棟の配置については、参考案の方が良いと思う。

【委員】障がいの方からすれば、1階が駐車場となれば必ず、2階に上る必要が生じてしまう。エレベーターに乗らなければならないことを考えると、窓口の手続きは1階で利用が済むような工夫をお願いしたい。

【会長】2階へのアクセス容易性は、特に重視されるべきだ。

【委員】2階を市民が利用するスペースにするのであれば、エスカレーターを設置し、地下駐車場を確保し利用しやすいようにすべきだ。連絡通路について、屋内渡り廊下も建設することが可であれば、きちんとした物を整備すべきだろう。防災広場については、北側につくる事務局案の方がよいのではないか。

【委員】地下駐車場が可能なら、もっと大きなものを作ってもよいかと思う。

【委員】防災広場を庁舎と駐車場の間に設けることは可能か。庁舎の玄関は顔として立派にすべきだろう。

【副会長】防災広場について、防災という言葉が誤解を生んでいるが、庁舎の前にテラスが広がるイメージである。テラスから2階の市民窓口フロアに容易にアクセスができる。防災広場、囲われた空間ということではない。もっと広く取るべきとの意見もあったが、建ぺい率の関係から、この程度の広さが限界だろう。

【会長】既存立体駐車場を残すかは基本計画で決めて、広場の配置案は設計時の提案に委ねるべきだろう。

【委員】連絡通路について、桁高5メートルはかなり低いという印象を持った。川口駅前は概ね8メートルくらいの桁高差を確保しており、威圧感がない。連絡通路の桁高さを検討してほしい。

【委員】連絡通路は3階レベルで接続され、3階にオープンスペースが繋がっているイメージを持ったが、2階レベルだということか。

【会長】できること、できないこと、また、工期、事業費を精査していくことが今後も必要だろうが、設計時の提案に委ねるべき事項もあり、どこまで与条件となりうるか、議論が残る。ただし、階高まで基本計画で決める必要はないと思う。

【委員】連絡通路について、屋内渡り廊下方式の場合、雨風を完全にしのげるという意見があった。もし、この屋内渡り廊下がセキュリティ上の都合で24時間いつでも使えないのであれば、災害対応という観点からは課題が残る。加えて、屋内渡り廊下の場合、事件等、防犯上の心配もある。

【会長】練馬区の連絡通路は非常に質が高い。防犯も考慮されている。バブル期に建設された庁舎との説明も事務局よりあったが、事業費がネックになる。本日の議論の結果を受けて、事務局で詳細に検討頂き、引き続き次回の審議会で議論したい。なお、ホバリングスペースを1期棟に設置することについて、異議はないか。

(一同 異議なし)

(2) その他

【事務局】第9回審議会は5月25日（月）午後3時より開催する。

以上

川口市新庁舎建設基本計画

(素案)

赤字部分は、これまでの審議会配布資料からの変更点となります。

平成 27 年 6 月

川 口 市

目 次

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯	1
(1) 現庁舎の現状と課題	1
(2) 新庁舎建設の必要性	5
(3) 新庁舎建設の検討経緯	6
2. 庁舎の基本的な考え方	8
(1) 上位計画との整合性	8
(2) 基本方針	8
3. 庁舎の基本指標	10
(1) 将来人口	10
(2) 職員数、議員数の決定	11
4. 窓口や執務空間に関する考え方	12
(1) 市民利便性に関わる空間	12
(2) 市民協働・交流に関わる空間	12
(3) 行政機能に関わる空間	13
(4) 議会機能に関わる空間	14
5. 庁舎の機能	16
(1) 防災関係機能	16
(2) 環境共生に関わる機能	17
(3) バリアフリーに関わる機能	17
(4) その他の機能	18
6. 敷地利用計画に関する考え方	19
(1) 建設場所の考え方	19
(2) 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用方針	20
(3) 新庁舎の規模	22
(4) 敷地の利用方法に関する考え方	27
7. 建築計画に関する考え方	34
(1) フロアゾーニングイメージ	34
(2) 空間・機能の整備方針	35
8. 事業計画に関する考え方	51
(1) 地元経済への波及効果	51

(2)	新庁舎建設事業に適用可能な事業方式.....	51
(3)	設計者の選定方式.....	53
(4)	施工者の選定方式.....	53
(5)	運用管理方式	53
(6)	事業スケジュールの検討.....	54
(7)	概算事業費	55

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯

現庁舎は、老朽化、耐震性不足、狭あい化等、**さまざま**な課題を抱えており、これまで新庁舎建設の必要性を検討してきました。

(1) 現庁舎の現状と課題

現在の本庁舎、第二庁舎、分庁舎及び鳩ヶ谷庁舎等を含む現庁舎は、市域の拡大や人口の増加、社会情勢の変化に伴う行政需要の増大等、その時代の要請に応じて、これまで増築や分庁舎への拡張等を繰り返してきましたが、老朽化、耐震性不足、狭あい化、分散化、バリアフリー¹への未対応等、**さまざま**な課題に直面しています。

1) 本庁舎の老朽化

本庁舎は竣工後55年が経過し、その後の増築部分や駐車場棟を含めても、40年以上経過しており、建物の内外装や設備、機能等の老朽化が進んでいます。

2) 耐震性不足

本庁舎の耐震性能について、平成18年度に本館と新館、平成21年度に別館と駐車場棟を対象に耐震診断をそれぞれ実施しました。その結果、本庁舎本館、新館、駐車場棟は、ほとんどの階において、また別館については1階部分について、構造耐震指標（I s 値）²が庁舎に必要とされている構造耐震判定指標（I s 値=0.75）³を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

多くの市民や職員が利用する施設として、また、首都直下地震等の大地震発生時には本市の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安心できる庁舎であることが望まれます。

また、本市は地震の他、荒川の堤防決壊による浸水被害⁴への備えも求められます。

3) 狹あい化

本庁舎は狭あい化が進み、充実した市民サービス提供のため、本来は隣接すべき部署が離れていたり、階が異なったりと、機能の分散化を助長する要因となっています。

また、必要な窓口カウンター数や十分な待合スペースの確保ができず、充実した市民サービスの提供が難しくなってきています。受付カウンターのスペースを確保できないことから、廊下に受付が迫り出している例も見られます。相談スペースが十分に確保できないことから、プライバシーへの配慮も課題として挙げられています。

¹ 障がいのある人等が社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去する考え方のこと。

² 対象となる建築物が有している耐震性能を表す。

³ 想定した地震動に対して、対象となる建築物が安全であるとされる構造耐震指標。

⁴ 「川口市洪水ハザードマップ 平成25年3月改訂」によると、概ね200年に1回程度発生する規模の大河（3日間の総雨量548mm程度）により、荒川の堤防の破堤等を想定した場合、川口市の南部地域は、2.0～5.0m未満の浸水被害が想定されている。

4) 庁舎等の分散化

急激な人口増による事務量の増大等を背景に、本庁舎は増築や分庁舎を活用する等、規模を拡大してきました。平成16年に環境部の事務部門が、朝日環境センターリサイクルプラザ棟に移転する等、本庁舎機能の分散化が進みました。

そのため、来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口、複数の庁舎をわたり歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化にもつながっています。

平成23年の鳩ヶ谷市との合併の際には、鳩ヶ谷支所として市民の窓口を鳩ヶ谷庁舎に残し、市民生活の利便性に配慮しています。しかし、建設部、都市計画部、都市整備部等の建設部門や危機管理部を鳩ヶ谷庁舎に移転したことにより、本庁舎機能の分散化がさらに進みました。

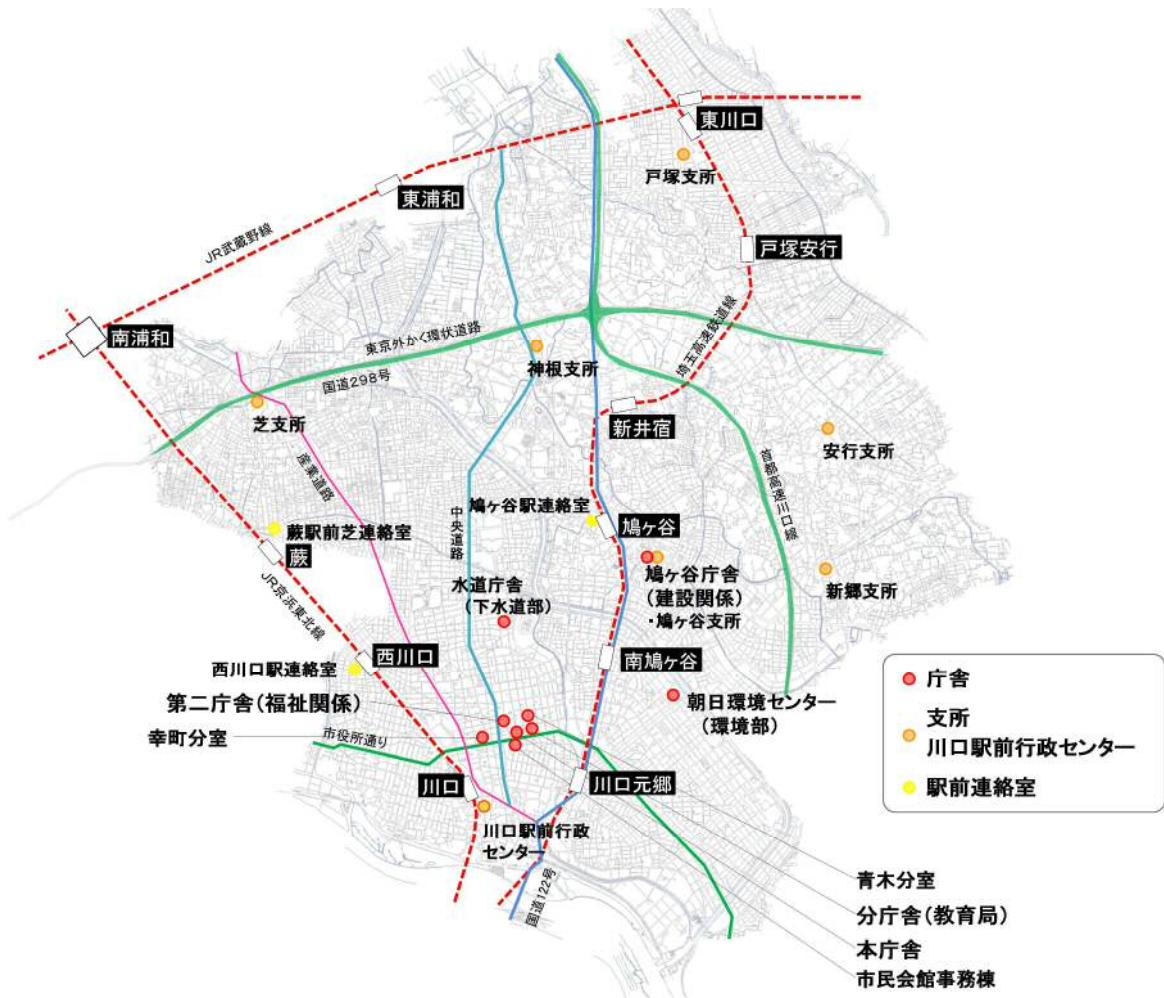
市民サービスの向上や業務効率化の観点から、本庁舎や第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎を庁舎全体として、効果的に活用することが課題となっています。

市庁舎等の概要（平成26年7月1日現在）

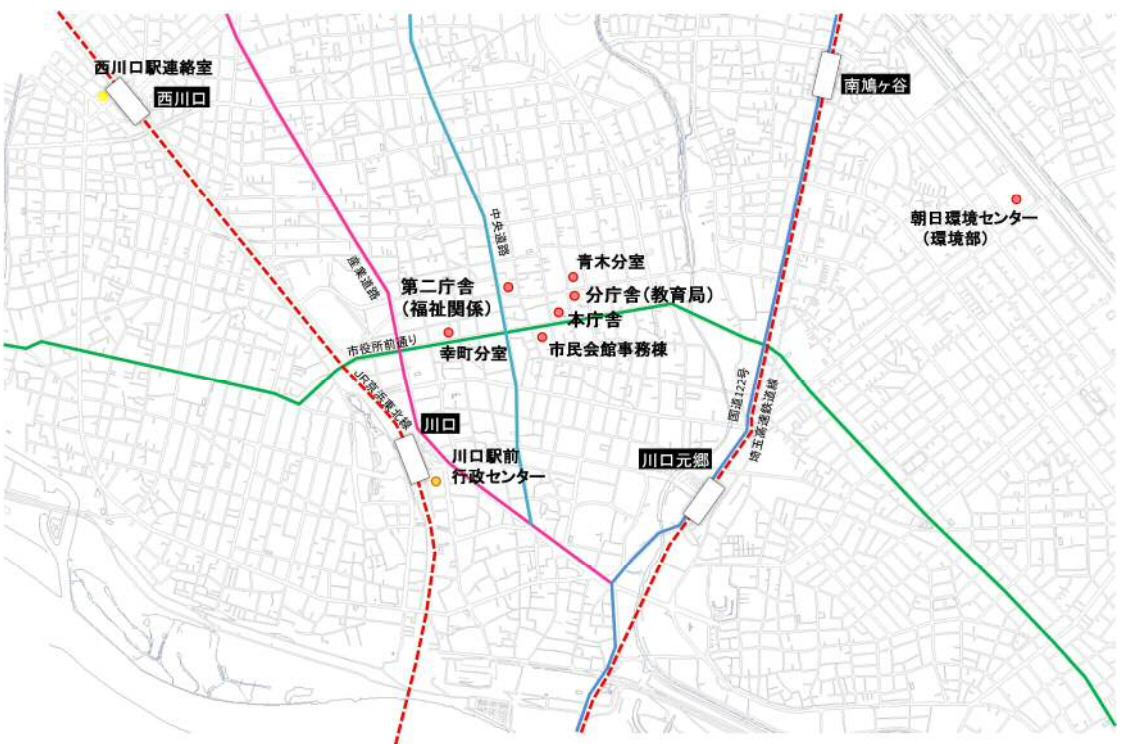
施設名称	竣工年月日	敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	勤務職員 数(人)
本庁舎	本館		1,338.8	7,315.8	764
	新館		2,028.4	3,460.7	
	控室		120.6	211.6	
	別館		445.8	978.5	
本庁舎計		8,649	3,933.6	11,966.6	764
分 庁 舎	昭和57年12月9日	492	344.7	976.5	102
第二庁舎	平成3年3月20日	1,613	1,083.8	3,799.5	294
幸町分室	平成5年10月1日	240	64.8	129.6	8
青木分室	平成11年8月31日	500	240.8	460.7	31
市民会館事務棟	昭和41年10月14日	5,528	1,233.2	2,937.6	84
分庁舎等計		8,373	2,967.3	8,303.9	519
駐車場棟	昭和46年8月31日	—	1,901.4	6,455.0	
(鳩ヶ谷庁舎) 支所と保健ステーション を除いた部分	平成7年2月28日	11,577	3,018.0	(11,385.8) 9,152.1	254
(朝日環境センター) うちリサイクルプラザ棟 環境部事務部門	平成14年11月29日	31,025	3,147.9	(33,091.2) 750.0	65
(水道庁舎) うち下水道部	昭和43年12月A棟 平成10年2月C棟	15,120	1,856.7	(5,844.5) 650.0	63
合 計		74,744	16,824.9	37,277.6	1,665

(注) 職員数はパート等を含めた人数。その他の庁舎に14名の職員が配置されており、職員数の合計は1,679名となる。(14名の内訳: キュボ・ラ4名、人財育成センター4名、芝園分室6名)

市庁舎等の位置



本庁舎付近拡大図



5) バリアフリー対策の遅れ

本庁舎は狭隘化が進み、市民の窓口スペースの通路幅が狭くなっていたり、増築により経路等に段差が生じていたりする等、高齢者や障がいの方等が利用しやすい庁舎にはなっていません。また、高齢者、障がい者や子ども連れの方等が利用しやすい多機能トイレの整備等も不十分です。

6) 環境負荷低減への対応の必要性

本庁舎は老朽化が進み、空調設備等も古くから利用している機器が多く、維持管理費がかさむため、ライフサイクルコスト⁵の削減が課題となっています。

同時に、大規模な事業所として、率先して環境負荷の低減に取り組むことが強く求められています。

7) 大規模災害に対する備えの必要性

川口市地域防災計画では、災害時には、原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室に災害対策本部を設置すると計画されています。しかしながら、災害対策本部を構成する職員が、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎に分かれている等、初動体制の構築にも課題があります。

また、耐震診断の結果からは大地震の発生で、本庁舎が被災する可能性が高く、災害対応へ支障が生じることも懸念されます。

⁵ 構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

(2) 新庁舎建設の必要性

市庁舎には、来庁者や職員の安全の確保と市民サービスの継続を図るため、大規模な地震や水害等の災害に対する建物の安全性が求められます。同時に、災害対応の司令塔として、災害発生時には迅速に市民へ情報を提供し、災害対策にあたることが求められます。

平成18年度および平成21年度に実施された本庁舎の耐震診断調査では、建築物の耐震性能を示す基準である構造耐震指標（I s 値）が、本庁舎本館の最も低いところで0.18という調査結果となりました。これは、庁舎に必要とされる構造耐震判定指標（I s 値=0.75）を大きく下回るものであり、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が高いとの判定でした。

この結果を踏まえ、耐震補強と建替えの2つの方法で耐震性能を確保する検討を実施しました。

本庁舎を耐震補強する場合と同規模の庁舎を新たに建設する場合を比較したところ、まず、コストの面では、前者は約80億円～93億円⁶、後者は約95億円と試算されました。

また、機能面では、耐震補強する場合は、工事に伴い庁舎及び駐車場の利用が制約されること、その間、市民サービスの低下が懸念されること、現有以上の性能を持つ設備更新が不可能であること等が指摘されました。一方、同規模での庁舎を建設する場合は、省エネも兼ね備えた設備機器導入が可能であり、ライフサイクルコストの低減が期待でき、長期的な費用対効果を考慮すると耐震補強する場合と比べて優位となります。また、新規に建設することで、狭隘化、老朽化、市民サービス機能の低下、バリアフリーへの対応等の本庁舎が現在抱える課題を解消することができます。

以上のことから、本庁舎は高い耐震性能を備えることが急務であり、また、耐震補強工事ではなく、建替えにより、本庁舎の課題を解決することが適切と判断しました。

⁶ 本庁舎耐震補強の場合、移転をせず、執務をしながらの耐震補強工事と仮庁舎に移転しての補強工事の2種類が検討され、それぞれ約80億円、約93億円と試算された。

(3) 新庁舎建設の検討経緯

これまで本市では、新庁舎の建設について、下表に示すとおり、本庁舎の耐震性や公有財産活用の観点から検討してきました。

本庁舎は、耐震診断の結果から、高い耐震性能を備えることが急務であり、現庁舎の課題解決のため建替えの方向で検討すると結論づけました。

また、新庁舎の建設場所については、庁舎立地の歴史的経緯を踏まえ、平成25年12月に、「現本庁舎敷地及び現市民会館敷地」とすることが議会で可決されました。

なお、昭和63年度より庁舎建設基金（現：庁舎等整備基金）を設置し、積み立てを開始しています。平成26年度末現在で、**約63億7千万円**となっています。

新庁舎建設の検討経緯

実施年	内容	結果
平成18・21年	本庁舎の耐震診断実施	すべての棟で、庁舎の安全性の目安である I_s 値=0.75 を満たしていない。
平成21年5月	議会（公有財産活用・災害対策特別委員会）において方向性の検討 (ア) 本庁舎耐震補強費用 (イ) 現庁舎と同規模で建替えた場合の工事費用	今後、耐震補強工事ではなく、建替えの方向で検討する。
平成23年8月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において庁舎の規模を検討	3つの検討方法により、庁舎規模を提示（3案）した。
平成24年2月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において容積率の検討	現行容積率では仮定した40,000m ² の建物が建築できないため、容積率の緩和の検討が必要である。
平成24年11月～25年8月	川口市庁舎建設審議会（25名）で新庁舎の建設場所を審議 「現本庁舎敷地及び現市民会館敷地」または「スキップシティC街区敷地」の2箇所を候補として検討	「総合的に判断して、スキップシティC街区の方が優れている。ただし、歴史的経緯や市民の思い等をどのように斟酌すべきかは、最終的には市長、議会の判断に委ねる」との答申があった。
平成25年12月	建設地について、前市長は「現本庁舎敷地及び現市民会館敷地」にて決断し、議会に議案として上程	賛成多数で可決される。

本庁舎の耐震診断実施結果（平成18・21年）

棟	構造・面積	建築年次	最小I s 値
本館	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階 7, 315.8 m ²	昭和34年	0. 18
新館	鉄筋コンクリート造 地上3階 3, 672.3 m ²	昭和39年	0. 19
別館	鉄筋コンクリート造 地上3階 978.5 m ²	昭和47年	0. 35
駐車場棟	鉄筋コンクリート造 地上4階 6, 455.0 m ²	昭和46年	0. 40

※ I s 値：建物の耐震性能を表す指標。震度6強程度の地震で以下の通りとされています。

- ・ I s < 0. 3 ………………倒壊または崩壊する危険性が高い
- ・ 0. 3 ≤ I s < 0. 6 ……倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0. 6 ≤ I s ………………倒壊または崩壊する危険性が低い

【安全性の目安】

- ・ 住宅、一般建築物等 : 0. 6 以上
- ・ 庁舎、病院、学校等 : 0. 75 以上
- ・ 災害対策本部等 : 0. 9 以上

2. 庁舎の基本的な考え方

(1) 上位計画との整合性

新庁舎の建設においては、本市の基本的な計画、方針と整合するとともに、その理念を体現する庁舎であることが重要です。

本市の上位計画として次のようなものがあげられます。

- 川口市総合計画
- 川口市地域防災計画
- 川口市都市計画基本方針
- 川口市環境基本計画
- 川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）
- 川口市緑の基本計画

(2) 基本方針

新庁舎の整備にあたっては、新庁舎が市民の共有財産として、日常生活のよりどころとなる施設となることを踏まえ、本市の目指すまちづくりの実現に貢献し、また率先する存在となることに留意します。

これらを踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のように定めます。

1) 市民が利用しやすく親しみやすい庁舎

今後ますます進むと考えられる高齢化や市民ニーズの多様化へ対応するため、市民が手続き・相談等の市民サービスを利用しやすい庁舎を目指します。また、本市のまちづくりを先導する拠点として、市民に親しまれる庁舎を目指します。

2) 災害対策拠点として安全・安心な庁舎

首都直下地震や水害への備えが急務となる中、市民と職員が安心して利用できる安全性を備えた庁舎を目指します。また、大規模災害の発生時には、迅速な災害対応や市民への情報発信を行う、災害対策本部機能としての役割が求められます。こうした役割を十分に果たすことのできる、安全・安心な庁舎を目指します。

3) すべての人にやさしい庁舎

高齢者、障がい者、乳幼児連れや日本語に不慣れな方等が利用しやすいよう、バリアフリーに取り組むことはもちろん、ユニバーサルデザイン⁷の考え方に基づき、市役所を訪れるすべての人に安全でわかりやすく、ゆとりのある庁舎を目指します。

4) 環境対策に配慮した庁舎

自然エネルギーの活用や雨水再利用、省エネルギー化に取り組み、環境負荷を低減し、環境にやさしい庁舎とします。また、維持管理コストを削減し、ライフサイクルコストの縮減を実現する等、川口市環境基本計画に定めた目標を率先して実現することを目指します。

5) 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎

庁舎は市民に長期に利用される施設であり、社会環境の変化に伴う行政改革や行政サービスの多様化に柔軟に対応していくことが求められます。また、本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところです。

そのため、組織や働き方の改編の度に増築や大規模な改修によらず、経済性にも配慮しながら時代の変化に即応していく柔軟性のある庁舎を目指します。

6) 「ものづくり」の歴史を伝え地場産業の発展に貢献する庁舎

本市は江戸時代以降、特に鋳物産業、植木や苗木の栽培が発展し、今日の発展の基となりました。現在では全国でも有数の中小企業のまちとして、鋳物、機械、木型および関連産業等、多種多様な業種が集積しています。また、植木業は、造園技術の進歩等で多様な形態として、緑化産業が成長し「安行ブランド」といわれるほどになりました。

新庁舎は、こうした産業の蓄積を市民はもちろん、より広く発信し、川口市総合計画に掲げる、本市産業を担う人材の育成や「ものづくり」の伝統ある地場産業の発展に貢献することを目指します。

⁷ バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに對し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境等をデザインする考え方。

3. 庁舎の基本指標

庁舎は将来にわたり長く利用されるものであり、本市の人口動向等を踏まえた上で庁舎規模を検討することが必要です。

ここでは、庁舎の規模を算定するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計の結果を示します。

(1) 将来人口

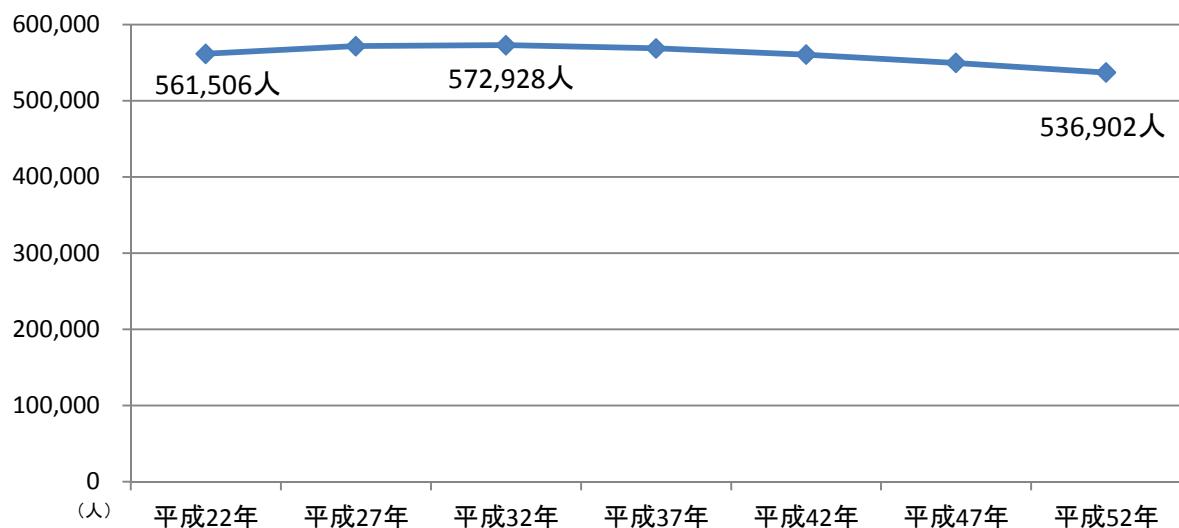
本市の人口は近年も増加を続け、現在、589,205人（平成27年1月1日現在。住民基本台帳による。）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計結果（平成22年の国勢調査に基づく推計⁸⁾）でも、本市の人口は平成32年まで緩やかに増加すると予測されていました。

しかし、我が国の総人口が減少していく中、本市でも将来的には人口の減少が予測されます

新庁舎の整備にあたっては、こうした人口の推移も踏まえて、そのあり方を検討することが必要です。

川口市の将来人口推計



※平成23年10月11日、川口市と鳩ヶ谷市が合併。平成22年の数値は両市の合算値。

出所：国立社会保障・人口問題研究所 「男女・年齢(5歳)階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）」

⁸⁾ 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、平成22年までの国勢調査結果に基づく推計値である。

(2) 職員数、議員数の決定

本市は、これまで第1次定員適正化計画（平成10～14年度）及び第2次定員適正化計画（平成15～17年度）を策定し、職員数（パート等を除く）の定員管理を実施してきました。

さらに、「川口市行政改革集中改革プラン」において、過去の実績を踏まえ明確な数値目標を設定した第3次定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に取り組むこととしました。平成17年度から平成21年度までの5年間については、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎えたことに加え、新規職員採用を抑制することにより、計画的職員削減を図ってきたところです。

新庁舎の整備にあたっては、現状の職員数を前提として検討を進め、その時々の計画の変更や組織の規模に応じて柔軟に見直しを図ることとします。本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には職員数を見直すことが想定されます⁹。

職員数の推移

（各年4月1日現在、単位：人・%）

部門 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	2,089	2,055	2,048	1,993	1,966	1,978	▲ 111 (▲5.3%)
教育	616	600	593	598	586	534	▲ 82 (▲13.3%)
消防	549	544	543	543	540	540	▲ 9 (▲1.6%)
公営企業	1,106	1,097	1,087	1,094	1,112	1,100	▲ 6 (▲0.5%)
総合計	4,360	4,296	4,271	4,228	4,204	4,152	▲ 208 (▲4.8%)

※職員数は定員管理調査における部門別職員数

※平成23年度以前の人数は合併前の川口市と旧鳩ヶ谷市の合計職員数

出所：川口市ホームページ「川口市人事行政の運営等の状況の公表について、平成25年度の状況の公表（平成26年度（平成27年3月1日付）公表）」

現在の本市の議員定数は、条例上42名となっています。現在、本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には議員数を見直すことも想定されることから、この動向を踏まえて議会棟の検討を進めていくことが必要です。

⁹ 中核市に指定された際の職員数の増加は、100人程度となることが想定されている。

4. 窓口や執務空間に関する考え方

(1) 市民利便性に関わる空間

市民が利用しやすく、親しみやすさを感じられる窓口等の市民利用空間を整備します。

1) 市民が利用しやすい窓口サービスの提供

①誰にでもわかりやすい案内機能

来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、わかりやすい案内表示や総合案内の設置を検討します。

②市民にとって便利な窓口機能

市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層階になるべく集約する、市民が手続きができる限りまとめて行うことができる等、市民の行きやすさや利用しやすさ、市民への案内のしやすさに配慮します。

③安心・快適に利用できる窓口・相談環境の整備

市民が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。特に機微な個人情報等を取り扱う場合には
プライバシーに配慮した空間を設けます。

また、来庁者が用件を完了するまで、待ち時間を快適に過ごすことができるよう待合スペースを充実します。

2) 庁舎の利便性を向上させる施設の併設

①市民ニーズの高い施設・サービスの提供

市民が新庁舎を気軽に利用でき、市役所の手続きの待合時間の有効利用するための施設・サービスの導入について、市民ニーズや周辺の同種施設の立地状況等を踏まえ、検討します。

(2) 市民協働・交流に関わる空間

市民協働や市民同士の交流の促進に貢献する機能の充実を図ります。

1) 市民協働の活性化につながる空間

①市民協働空間の拡充

今後の市民協働活動をより積極的に推進していくため、こうした活動を行うためのスペースの拡充を検討します。

②市政情報コーナーの拡充

市民が必要な市政情報を入手できるスペースを拡充することを検討します。

2) 市民同士の交流が促進される空間

①市の情報を発信する多目的スペースの配置

市民向けのイベント・展示等の開催や川口市の観光資源や歴史等の発信が可能なスペースを設置することを検討します。

(3) 行政機能に関わる空間

効率性、機能性、安全性に配慮し、職員が意欲高く働くことのできる執務空間を整備します。

1) 職員が働きやすい執務室の実現

①業務上のつながりに配慮した業務効率を高める空間配置

新庁舎への機能集約を可能な限り図り、分散化を解消することに加え、部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、**可能な限り近くに配置**することで、業務の効率性を向上させます。

②将来の変化に柔軟に対応する執務室の整備

執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンなフロアを目指します。

また、解決すべき課題が多様化する中、行政組織も柔軟に改編していきます。こうした組織の改編にあわせて大規模なレイアウト変更の工事を必要としない、ユニバーサルレイアウト¹⁰の導入等、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できる執務室を検討します。

③執務室のＩＣＴ対応の促進

執務室は**高速無線ＬＡＮを採用する**等、ＩＣＴへの対応を進めます。

また、情報通信技術は日々進展しているため、将来の情報化の動向を見据えながら、本市の情報化の方針を基本として、**ＩＣＴを積極的に活用します。**

④会議・打合せスペースの充実

必要に応じてフレキシブルに利用できる共用の会議室や打合せスペースを設置し、現庁舎では不足している会議スペースの充実を図ります。

また、税申告の受付や期日前投票、大量の発送業務、職員の研修等、一時的に大きなスペースを必要とする業務に備え、大規模な会議室を設けます。この会議室は、利

¹⁰ 組織にあわせてのレイアウト変更工事が不要ないオフィスレイアウトシステム。標準化されたオフィスレイアウトであり、物を動かさず、人が移動することで組織の変化に対応する考え方。そのため、異動の際の工事費等を大幅に削減できる。

用人数や用途によって規模を柔軟に変更できるものとする等、限られたスペースの有効利用にも配慮します。

⑤書庫・倉庫の適切な配置

新庁舎の整備にあたって、保存する必要のない文書や重複して保有する文書、また、不要な物品の削減を進め、書庫や倉庫のスリム化を目指します。その上で必要となる書架、書庫、倉庫を適切に配置します。

2) 執務空間の防犯、情報管理対策の強化

①執務空間のセキュリティ性能の向上

庁舎は、多くの行政情報や個人情報を扱うため、執務空間には高い防犯性能や徹底した情報管理の対策が求められます。空間の配置方法、ＩＣカード等による認証システム¹¹の導入を検討し、執務空間のセキュリティ性能の向上を目指します。

なお、特に高いセキュリティが求められる情報システムや職員情報を扱う部門等には、複数の手段によりセキュリティを確保します。

②情報管理対策の強化

新庁舎の整備にあたって、特に重要な行政情報や個人情報を扱う電算機室等については情報セキュリティの確保のほか、安定した電源の確保や通信回線の多重化¹²等、業務の継続性についても配慮した設計とします。

3) 職員が意欲高く働くことのできる執務サポート機能の充実

①室内環境の快適性の向上

職員が健康を維持して円滑に業務にあたることができるよう、執務室は採光や換気に配慮し、職員が働きやすい環境を目指します。

また、職員の業務効率の向上に資するよう、リフレッシュスペース等の設置を検討します。喫煙室は、来庁者と職員の受動喫煙に配慮し、設置の是非を引き続き検討します。

(4) 議会機能に関わる空間

円滑な議会運営に必要となる諸機能の充実を図るとともに、議員、職員、市民の誰もが利用しやすい議会施設となるよう優れた機能性を有する施設を整備します。

1) 機能性に優れた議会施設の充実

円滑な議会運営に資するよう、議場をはじめとして、委員会室、議員控室、各種会

¹¹ 個人を識別する装置やシステムのこと。対象者を電子カードやパスワード、生体の一部等より判別し証明するシステム。

¹² 情報システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム機能を維持し続けられるような予備機能をバックアップとして配置し運用すること。

議室、議会図書室等において機能性に優れた施設の充実を図ります。

2) 利用しやすい議会施設の整備

議会機能の独立性を踏まえながら、議員、職員はもとより、訪れる市民にとっても安全で利用しやすいよう、議場や諸施設の配置、動線に配慮した整備をします。

また、議場や傍聴席、通路等のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい施設とともに、傍聴席を充実させることにより市民の来庁に対応できるよう配慮します。

5. 庁舎の機能

(1) 防災関係機能

災害発生時に、庁舎は市民の生命を守るための防災拠点、また災害対策活動の指令拠点としての役割を担うことが求められます。これらの役割を十分に発揮できるような機能を整備します。

1) 災害対策本部機能

庁舎は災害発生時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、平常時には職員向けの大きな会議室や多目的ホールとしても利用可能とします。

2) 災害対策スペース

災害発生時に市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置を検討します。

3) 災害に配慮した施設構造

①地震に対する構造安全性

新庁舎は大規模地震発生時に庁舎利用者の安全を確保するとともに、被災後に速やかに業務を再開できるように建物の構造体、非構造部材、設備機器について十分な耐震性を確保するようにします。

②水害に対する安全性

新庁舎は荒川の氾濫の可能性がある地域に属していることや、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できるよう、災害発生時に業務遂行の必要性のある居室を地下に設けない等、水害に対する安全性を確保するようにします。

③設備の安全性

災害発時の業務の継続性を確保する観点で、設備についても安全性が求められます。設備系統の多重化や、エネルギー供給が遮断された際にも対応できるように、非常用自家発電設備からの電力供給や雨水貯留槽、燃料の備蓄機能等を備えます。

また、水害発生時に備え、設備機器は浸水の可能性のある階には設置しないようにします。

④重要な情報の保全

災害発時の業務の継続性を確保する観点で、市が保有する重要な情報についてもその保全が求められます。そのためICTを活用し、情報システム全体を遠隔地にバ

ックアップを保管したり、迅速な復旧が可能なシステム環境を整備します。

(2) 環境共生に関する機能

地球高温化対策等の自然環境への負荷を低減するとともに、ライフサイクルコストを抑えた庁舎を目指します。

1) 自然エネルギーの活用

自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用します。

庁舎敷地や庁舎建物の緑化を進め、施設内に自然環境をできるだけ確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。緑化については「川口市緑の基本計画」に基づき緑地面積20%を確保します。

2) ライフサイクルコストの低減

建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、維持管理段階のコスト削減に留意します。

自然エネルギーの活用等、建物の省エネルギー化を進めるとともにリサイクル材等の低環境負荷材料の使用を検討します。

建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性の高い部材・機器を活用します。建物の目標耐用年数は「川口市施設マネジメント基本方針」に基づき、原則として65年以上とします。

(3) バリアフリーに関する機能

庁舎は、高齢者、障がい者や日本語に不慣れな方等さまざまな来庁者が利用する施設であるため、バリアフリーの観点から、誰でも使いやすくわかりやすい建物とすることが求められます。

1) 建物内部の配慮

相談を伴うような業務空間では、高齢者や障がい者等にも配慮した誰でも利用しやすい窓口構成とします。また、廊下や階段は、誰もが安全で移動しやすいように十分な幅員を確保するとともに、障がい者や乳幼児連れの方等にも配慮し、多機能トイレを設置します。

2) 建物外部の配慮

駐車場は歩行者と自動車の動線を明確に区分し、車いす利用者用駐車場は庁舎の出入口付近に確保します。また、雨天や暑気の対策も検討します。

公共交通機関の利用に配慮し、バス停や車寄せは庁舎の出入口付近に確保します。

3) 庁舎案内

高齢者、障がい者や日本語に不慣れな方等に配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

ハード面だけでなく、来庁者に対してわかりやすく丁寧な案内を行うことのできるホスピタリティを目指します。

(4) その他の機能

1) セキュリティ機能

来庁者および職員の安全を確保するとともに、庁舎で取り扱う各種情報の適切な管理を行うためのセキュリティを確保します。

庁舎の業務用途に応じたセキュリティのレベルを設定するとともに、夜間利用や土日祝日利用等にも配慮したゾーニングとします。

2) 川口市を象徴付ける機能

川口市の地域に根ざした産業・文化を庁舎整備にできるだけ反映します。地場産業である鋳物や植木等の活用を積極的に図ります。

庁舎内には、市民の要望が高い市の歴史・文化等に関する展示スペースの設置を検討します。

なお、市民会館敷地にある市民ホール機能については、平成2年に川口総合文化センター「リリア」¹³が、平成18年には複合施設キュボ・ラ内に市民ホール「フレンディア」¹⁴がそれぞれ整備されたことにより、市民会館のホール機能はこれらの施設によって代替されたものと考えることができます。

新庁舎整備の際には、施設機能の重複を避け建設コストを増大させないためにも、市民会館が有していたようなホール機能は設けない方向で検討します。一方、新庁舎の出入口付近には、日常時には展示、イベントやミニコンサート等に活用し、災害発生時には災害対策スペースとなるような屋内空間の配置を検討します。

¹³ メインホール2, 002席、音楽ホール600席。

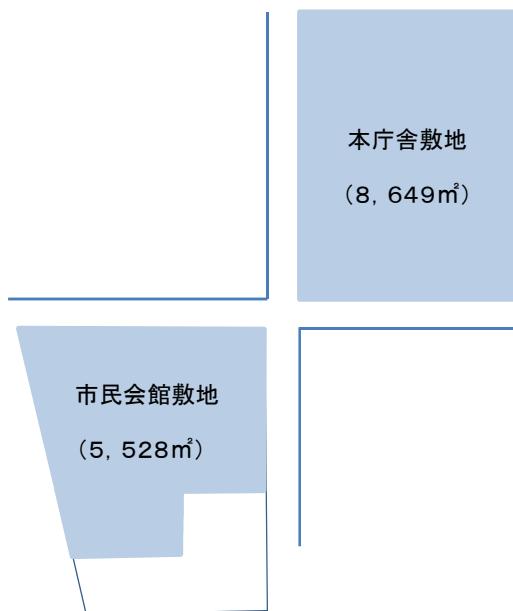
¹⁴ 520m²のホールで4分割可能、可動壁の移動により680m²まで拡張可能。

6. 敷地利用計画に関する考え方

(1) 建設場所の考え方

新庁舎を建設する場所は、現本庁舎が存在する本庁舎敷地と交差点を挟んで斜め向かいの東日本大震災以降に閉鎖管理状態にある市民会館敷地となります。敷地面積の合計は **14,177 m²** となります。

新庁舎の建設場所



建設場所の概要

項目	本庁舎敷地	市民会館敷地
敷地面積	8,649 m²	5,528 m²
用途地域	準工業地域	準工業地域
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
日影規制	あり	あり
その他の地域地区の指定	準防火地域	準防火地域

(2) 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用方針

1) 将来の利活用の検討対象となる庁舎

新庁舎の整備に際して将来の利活用を検討するのは、本庁舎（本館、新館、控室、別館、駐車場棟）、分庁舎、第二庁舎、幸町分室、青木分室、市民会館事務棟、鳩ヶ谷庁舎の7つの庁舎と本庁舎業務が一部入居している朝日環境センターのリサイクルプラザ棟と水道庁舎のC棟となります。

将来の利活用の検討対象となる庁舎

(平成26年7月1日現在)

施設名称		敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	竣工年
本庁舎	本館	—	1,338.8	7,315.8	昭和34年
	新館	—	2,028.4	3,460.7	昭和39年
	控室	—	120.6	211.6	昭和43年
	別館	—	445.6	978.5	昭和47年
	本庁舎計	8,649	3,933.6	11,966.6	—
	駐車場棟	—	1,901.4	6,455.0	昭和46年
分庁舎等	分庁舎	492	344.7	976.5	昭和57年
	第二庁舎	1,613	1,083.8	3,799.5	平成3年
	幸町分室	240	64.8	129.6	平成5年
	青木分室	500	240.8	460.7	平成11年
	市民会館事務棟	5,528	1,233.2	2,937.6	昭和41年
	分庁舎等計	8,373	2,967.3	8,303.9	—
(鳩ヶ谷庁舎) 支所と保健ステーションを除いた部分		11,577	3,018.0	(11,385.8) 9,152.1	平成7年
(朝日環境センター) うちリサイクルプラザ棟環境部事務部門		31,025	3,147.9	(33,091.2) 750.0	平成14年
(水道庁舎) うちC棟下水道部		15,120	1,856.7	(5,844.5) 650.0	平成10年
合計		74,744	16,824.9	37,277.6	—

2) 新庁舎への集約の考え方

①独立性の高い部署が配置されている施設

独立性が高く、また、同居している部署との親和性が高く、現在の配置でも問題のない部門は現状のままとします。朝日環境センター内にある環境部と水道庁舎内にある下水道部は新庁舎整備後も集約せず、現状のままとします。

②新庁舎に集約化を図る施設

朝日環境センターと水道庁舎以外の施設に配置されている部門については、新庁舎整備後に可能な限り集約することとします。

なお、事業費を抑えるために、新耐震基準で整備された、本庁舎近隣にある第二庁舎や分庁舎については、引き続き庁舎として活用する必要性が高いものと認識しています。これらの施設を活用する場合は、市民の利用が少ない部署、新庁舎と業務上のつながりの薄い部門の配置や、文書や物品の保管庫等としての利用を検討する等、市民の利便性や職員の業務の効率性に配慮することが重要です。

3) 新庁舎集約後の既存庁舎の活用方法

①鳩ヶ谷庁舎

鳩ヶ谷庁舎は本庁舎から離れた場所にあり、支所機能は新庁舎整備後も維持します。

現在、鳩ヶ谷庁舎に入居している建設関係の部署が新庁舎に移転集約したあとには広大な空きスペースが発生します。鳩ヶ谷庁舎の支所機能以外のスペースについては、以下に示す機能の入居を検討します。

- ・保健所機能¹⁵
- ・市民協働施設の分室機能

②その他の庁舎

分庁舎、第二庁舎は、新庁舎に必要な規模や事業費を総合的に勘案して、庁舎機能として継続して活用することを検討します。

幸町分室、青木分室は、庁舎としての利用を廃止し、他の公共施設としての利用あるいは民間への賃貸・売却を検討します。

既存庁舎の新庁舎建設時の活用方法

施設名称	新庁舎建設時の活用方法
本庁舎	建替えによる解体
駐車場棟	建替えによる解体
分庁舎	庁舎機能として活用
第二庁舎	庁舎機能として活用
幸町分室	他の用途に転用
青木分室	他の用途に転用
市民会館事務棟	建替えによる解体
鳩ヶ谷庁舎	支所として引き続き利用し、それ以外の部分は保健所等としての利用を検討
朝日環境センター	環境部事務部門入居部分がリサイクルプラザ棟を引き続き庁舎として利用
水道庁舎	下水道部がC棟を引き続き庁舎として利用

¹⁵ 中核市移行時に県から市に移管されている保健所機能を保健センター機能と一体的に整備することを検討する。

(3) 新庁舎の規模

1) 新庁舎(庁舎部分)の規模の設定

庁舎の概略規模の算定にあたり、平成26年度における職員数を新庁舎の想定職員数(1,679人)と設定しました。

庁舎の概略規模の算定は、2つの算定手法を用いていました。

- ・ 旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定
- ・ 実態調査に基づく概略規模の算定

①旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定

庁舎の規模算定に一般的に用いられる、旧総務省地方債事業費算定基準及び、この基準では十分に加味されていない防災機能や展示スペース等のその他諸室について、他自治体の庁舎事例を参考にして新庁舎の規模を算定すると40,000m²となります。

②実態調査に基づく概略規模の算定

各部門の職員数や、会議室や打合せスペース、書庫・倉庫等の必要性を各部門にヒアリング(実態調査)した結果をもとに、一般的なオフィスレイアウトにこれらの情報を反映し、必要となる規模を算定しました。

その結果、約39,700m²と算定されました。

2つの手法による算定結果が約40,000m²であることから、基本構想に示した概略規模と同じ約40,000m²を、全部門を一つの建物に配置した場合に必要な概略規模とします。

概略規模の算定結果(全部門を一つの建物に配置した場合)

算定方法	新庁舎の概略規模
旧総務省地方債事業費算定基準に基づく概略規模の算定	40,000m ²
実態調査に基づく概略規模の算定	39,700m ²

また、新庁舎の整備にあたり、新耐震基準で整備された既存の第二庁舎、分庁舎と、新庁舎と離れていても支障がない庁舎の活用により、約6,000m²(6,180m²)を確保することが可能です。

これら他庁舎を最大限に活用することを前提として、新庁舎に必要な面積(庁舎部分)は34,000m²とします。

2) 駐車場及び駐輪場の規模の設定

①駐車場の規模の設定

現在、本庁舎、鳩ヶ谷庁舎及びそれらの周辺に配置されている市の駐車場の収容台数の合計が490台となっており、新庁舎においても同程度の収容台数を確保することとします。

なお、継続して庁舎機能として活用する第二庁舎の駐車場（16台）や、本庁舎から徒歩数分の距離にある中青木2丁目駐車場（28台）及び青木2丁目駐車場（54台）は、引き続き新庁舎の駐車場として利用します。

よって、新庁舎建設で整備する駐車場の収容台数は約400台とします。

本庁舎、鳩ヶ谷庁舎およびその周辺の駐車場の収容台数

名称	駐車場収容台数（台）			本庁舎からの 徒歩時間(分)	継続利用 (台)
	来庁者用台数	公用車台数	計		
本庁舎	160	28	188	—	—
第二庁舎	16	0	16	—	16
市民会館	2	7	9	—	—
青木分室	2	0	2	—	—
中青木2丁目駐車場	1	27	28	5	28
鳩ヶ谷庁舎	78	61	139	—	—
青木2丁目駐車場	0	54	54	2	54
青木4丁目駐車場	0	54	54	10	—
合計	259	231	490	—	98

なお、建築形態規制の関係で駐車場は立体駐車場あるいは庁舎の地下に設ける必要があります。駐車場1台あたりの所要面積を30m²とすると、約400台を収容するためには、少なくとも12,000m²の規模の駐車場施設が必要となります。ただし、駐車場の形態等により必要な駐車場規模は異なることから、設計段階で改めて精査する必要があります。

②駐輪場の規模の設定

現在、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎の来庁舎用駐輪場の収容台数が283台、職員用が492台となっています。来庁舎用、職員用いずれも駐輪場の台数が不足しているとの意見が寄せられているため、新庁舎建設で整備する駐輪場の収容台数は約800台程度とします。

本庁舎および鳩ヶ谷庁舎の駐輪場の収容台数

名称	駐輪場収容台数（台）		
	来庁者用台数	職員用台数	計
本庁舎	183	342	525
鳩ヶ谷庁舎	100	150	250
合計	283	492	775

③駐車場、駐輪場の配置

駐車場、駐輪場は台数の充足のみならず、利用しやすさに配慮し、配置を検討します。特に、障がい者用駐車スペースについては、庁舎の出入口に近い場所に設置します。また、駐輪場は雨天や暑気の対策として、屋根の設置等を検討します。

なお、駐車場や駐輪場を災害時にオープンスペースとして活用することも想定し、配置を検討します。

3) 総事業費を踏まえた新庁舎全体の規模の設定

新庁舎の概略規模は、庁舎部分の34,000m²に駐車場部分の12,000m²を加えた46,000m²となります。

新庁舎に必要な規模の設定

	延床面積	備考
新庁舎に必要となる庁舎規模	約 40,000 m ²	駐車場部分を除く
活用できる既存庁舎の規模	約 6,000 m ² (6,180 m ²)	朝日環境センター(リサイクルプラザのうち環境部が配置されている部分)、水道庁舎(下水道部が配置されている部分)、第二庁舎、分庁舎
新庁舎の規模(庁舎部分)	約 34,000 m ² (33,820 m ²)	新庁舎に必要となる庁舎規模から、活用できる既存庁舎の規模を除いた面積
新庁舎に必要となる駐車場規模	約 12,000 m ²	約400台に必要な面積
新庁舎の規模 (駐車場部分を含む)	約 46,000 m ²	

しかしながら、この庁舎規模では基本構想で示した事業費総額200億円(税込み)を超過すると予想されます。そのため、機能性を損なわないよう、可能な範囲で庁舎の規模を縮減し、総事業費の低減に努めます。

具体的には、実態調査を行い必要と判断された大会議室の1つを可動間仕切りで仕切り、複数の中会議室として利用できるよう工夫する、あるいは、福利厚生スペースを効果的に配置する等により、新庁舎の規模を合計2,000m²程度縮減することを目指します。

なお、新庁舎は本庁舎敷地と市民会館敷地の2つの敷地に分かれて建設されることになります。2棟に分かれることで、共用部や機械室等がそれぞれに必要となることから、新庁舎全体の規模については、設計段階で改めて見直すことが必要となります。

総事業費を踏まえた新庁舎の規模

	延床面積	備考
新庁舎の規模(庁舎部分)	約 32,000 m ² (31,820 m ²)	新庁舎に必要となる庁舎規模から、活用できる既存庁舎の規模を除いた面積 さらに総事業費削減のため必要な庁舎規模から2,000m ² 縮減した規模
新庁舎に必要となる駐車場規模	約 12,000 m ²	約400台に必要な面積
新庁舎の規模 (駐車場部分を含む)	約 44,000 m ²	

4) 容積率を緩和するための手法

新庁舎の建設場所として想定している敷地面積は、2つの敷地を合わせても14,177m²程度であるため、現在の都市計画による容積率の200%のままでは新庁舎に必要な面積が確保できません¹⁶。このため、以下に示す4種類の容積率の緩和手法を検討しました。

- ①高度利用地区¹⁷
- ②特定街区¹⁸
- ③地区計画（再開発等促進区）¹⁹
- ④総合設計制度²⁰

「建築計画の実現性」、「近隣への影響」、「運用上の課題」等を検討した結果、①高度利用地区もしくは④総合設計制度の案が考えられます。延床面積約44,000m²の建物を建設するためには、容積率の緩和が150%程度必要となりますが、それを実現できるのは高度利用地区であることから、新庁舎の整備においては高度利用地区が最も適切な手法と判断されます。

高度利用地区を採用した場合でも容積率の緩和は150%が限度のため、1つの敷地にまとめて建設することはできず、2つの敷地にまたがって新庁舎を建設することになります²¹。なお、高度利用地区は都市計画手続きが必要となるため、都市計画としての合理性や必要性等都市計画決定としての妥当性が求められます。

¹⁶ 現状の容積率は200%であるので、許容される床面積は28,354m²となる。

¹⁷ 都市計画法による地域・地区の一つで、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区のことである。この手法を用いることで容積率の最高限度を現状の200%から上乗せすることが可能である。川口市内では既に11件の実績がある。

¹⁸ 都市計画法による地域・地区の一つで、既成市街地の整備・改善を図ることを目的に、ある街区において、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で容積率・高さ等を定める制度である。

¹⁹ 都市計画法による地域・地区の一つで、地区計画は、特定の区域にふさわしいまちづくりを誘導するために市町村が定める計画で、建築物等に関する制限を詳しく定めることができる。この地区計画の区域の内部において、市街地の再開発・開発整備を実施すべき区域を定めることができ、この区域を「再開発等促進区」と称する。川口市内では既に2地区で実績がある。

²⁰ 都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つである。公開空地の確保により市街地環境の整備改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線制限等を緩和するものである。川口市内では既に27件（共同住宅26件、事務所1件）の実績がある。

²¹ 高度利用地区を採用した場合、容積率は現行の200%から350%に上乗せすることが可能。仮に本庁舎敷地に1棟を建設した場合、許容される床面積は $8,649\text{m}^2 \times 350\% = 30,271.5\text{m}^2$ となる。駐車場部分の床面積は建築物全体の床面積の1/5を限度として容積率算定の際の延床面積から除外できるため、延床面積が44,000m²で駐車場面積が12,000m²の場合、 $8,800\text{m}^2 (= 44,000 / 5)$ が除外できるので、容積率算定の際の延床面積は $35,200\text{m}^2$ となる。 $35,200\text{m}^2 > 30,271.5\text{m}^2$ のため、1敷地では建設できない。その一方2つの敷地を活用すれば、許容される床面積は $14,177\text{m}^2 \times 350\% = 49,619.5\text{m}^2$ となる。 $35,200\text{m}^2 < 49,619.5\text{m}^2$ のため、2つの敷地を活用すれば建設可能である。

(4) 敷地の利用方法に関する考え方

1) 新庁舎の概略規模の設定

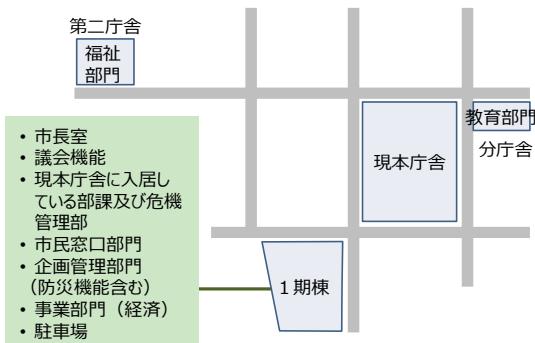
新庁舎の建設は、市民会館敷地と本庁舎敷地の双方を活用することになります。それぞれの敷地が離れていることから、市民会館敷地に建設する1期棟、本庁舎敷地に建設する2期棟に配置される部課は、市民利便性や業務の効率性を考慮し、配置を決定することが必要です。

また、第1期工事が完了した時点で、現本庁舎から市民会館敷地に建設される1期棟への移転が必要となり、1期棟は現本庁舎の各部門の必要な延床面積を確保する必要があります。

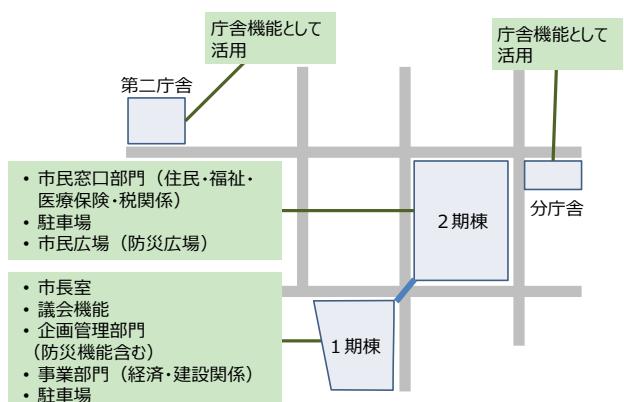
市民利便性の観点から、市民窓口や駐車場の利用しやすさを考慮すると、本庁舎敷地に建設する2期棟に市民窓口を配置することが望ましいと考えています。

これらを勘案して、以下の配置イメージを基本とします。なお、設計段階において詳細な建築計画を策定する中、必要に応じて各部門の配置等は見直しを行います。

機能配置イメージ(1期棟竣工後)



建設配置イメージ(2期棟竣工後)



注 庁舎機能は機能別に大別すると、行政機能、議会機能に区分され、行政機能は、大まかに市民窓口部門、事業部門、企画管理部門の3つに区分される。

市民窓口部門には、住民・福祉・医療保険・税関係部局及び、市民の憩いのスペースや市の情報発信スペース等が、事業部門には、経済・建設部局等が、企画管理部門には、企画財政・総務部局及び、危機管理部局等が含まれる。一般的に、企画管理部門は市長と同一建物に配置されることが望まれる。

現庁舎の各部門を対象に実施した実態調査を踏まえると、34,000m²の庁舎部分に必要な面積において、1期棟は約18,000m²、2期棟は約16,000m²と試算されました。

これに総事業費縮減の観点から、庁舎の規模を2,000m²の削減を想定することになります。1期棟では500m²、2期棟では1,500m²を縮減するものとし、それぞれ、約17,500、約14,500m²を概略規模と設定します。

また、新庁舎には、約400台の駐車場収容台数を確保しますが、2期棟に市民窓口部門を配置することから、2期棟に多くの駐車場を設けます。庁舎部分に必要面積を充足した上で、市民会館敷地（1期棟）及び本庁舎敷地（2期棟）の建築形態規制を踏まえ検証した結果、2期棟に確保することが可能な駐車台数は約300台と想定されるため、1期棟には約100台を確保することとします。

新庁舎（1期棟および2期棟）の概略規模

	庁舎部分概略規模	駐車場収容台数
1期棟の概略規模	約17,500m ²	約100台
2期棟の概略規模	約14,500m ²	約300台
合計の概略規模	約32,000m ²	約400台

なお、庁舎部分の概略規模は第二庁舎及び分庁舎を最大限活用することが前提です。第二庁舎や分庁舎の活用方法に変更が生じれば、概略規模の見直しが必要となります。

設計段階における建築計画により良い部課配置等の諸条件を再度検証し、1期棟、2期棟の概略規模を精査します。

2) 敷地利用方針

①本庁舎敷地及び市民会館敷地の敷地利用方針

1期棟、2期棟からなる本庁舎機能は、平常時には行政機能の中心として、また、市民の窓口として、一方、災害時には本市の防災拠点として機能することが求められます。敷地の利用にあたっては、以下に示す敷地利用方針に基づき検討します。

本庁舎敷地及び市民会館敷地の敷地利用方針（平常時・災害時）

【平常時】

行政機能の中心、市民窓口機能の中心として、効率的で機能的な空間を目指します。

- 1期棟は、議会及び、行政機能の企画管理、事業部門を配置し、効率的な議会運営や執務に寄与するような空間を目指す。
- 2期棟は、市民窓口空間（住民・福祉・医療保険・税関係）を中心に、本市のワンストップサービスの考え方に基づき、利用しやすい空間を目指す。
- これらの機能に必要となる駐車場や駐輪場をそれぞれ適切に配置する。
- 1期棟と2期棟の一体的な利用に配慮し、これらを結ぶ連絡通路を設置する。
- 環境への配慮や緑ある憩いの空間となるよう、敷地内に緑地面積20%を確保します。
- 市民の憩いの場となるスペースを2階レベルに確保することを検討する（屋内のロビー空間や屋外デッキ等）。

【災害時】

防災の拠点として構造面や機能面で災害に強い庁舎を目指します。特に、水害被害に備え、市民、職員の活動する空間や重要設備²²は主として2階以上に配置します。

- 1期棟は、大地震や水害等の災害に強い防災拠点を、2期棟は、災害対策を支援するとともに、周辺住民等の一時的な避難にも対応できる防災のための空間を目指す。
- 市民、職員の主要な活動スペースは2階以上に設け、2階へのアクセスが容易となるよう配慮する。
- 1階以下には、執務機能等の居室スペースをなるべく設けず、ピロティ形式²³を検討し、万一、水害被害にみまわれた際も、人的被害を最小限にする。
- また、都市型ゲリラ豪雨等の内水氾濫に備え、地下貯留槽を設置する。
- 大地震に備え、免震構造等、構造安全性の高い構造の採用を検討する。
- 大規模災害時に災害対応や避難上重要な役割を果たすものとして1期棟と2期棟間の連絡通路や2階レベルに災害対応に使用できるスペース（屋外デッキを想定）を配置する。

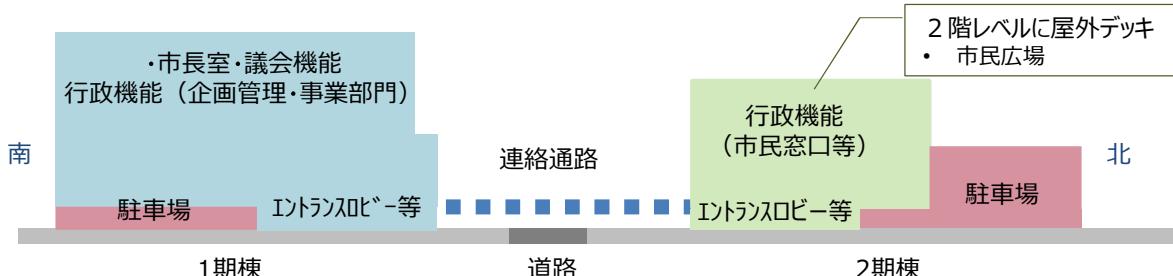
²² 非常用発電装置、受配電設備、機械室、情報通信設備等を指す。

²³ ピロティ形式とは2階以上の建物で、地上部分（1階相当）が柱（構造体）を残して外部空間になっている建築形式。

敷地利用方針（平常時）

1期棟

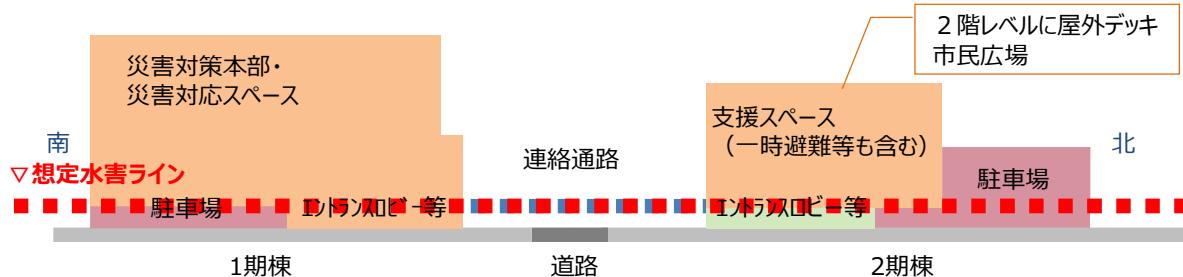
- 効率的な機能配置
- ワンフロアの面積を確保
- 緑地の確保 など



敷地利用方針（災害時）

1期棟

- 2階以上に居室空間、重要設備を配置
- 災害対策本部のある防災拠点



※ 庁舎の形状はイメージであり、確定した計画ではありません。

② 1期棟の敷地利用の考え方

1期棟には、市長室や議会施設、執務機能（企画管理部門、事業部門）を配置することから、配置計画の検討にあたっては、以下に示す空間・機能の条件を可能な限り満たすよう検討します。

1期棟の空間・機能の条件

■行政機能に関わる空間：

- ・ 部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、可能な限り近くに配置する
- ・ 執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンフロア

■議会機能に関わる空間：

- ・ 委員会室、議員控室、各種会議室、議会図書室等、機能性に優れた議会の各種施設の充実

■防災機能：

- ・ 議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部
- ・ さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置（災害時：災害対策本部機能、平常時：大会議室等を想定）

■駐車場：

- ・ 1期棟に確保する駐車場収容台数を約100（※）台と設定

※ピロティ方式とすることで、地上1階部分に約50～60台の駐車場を確保することができます。議会機能を設ける1期棟には、市議会の会期中に議会や市長車利用等で約50台は必要となることから、1期棟に必要と想定される駐車場台数は100台程度と想定しています。このため、駐車場の一部を地下に整備し、1期棟で必要な駐車台数を確保します。

設計段階では、上記で示した空間・機能の条件に加えて、以下に示す方針に基づき、より具体的な配置計画について検討します。

- ・ 水害被害に備え、災害時に業務継続を担う機能や重要設備は2階以上に配置する。
- ・ そのため、ピロティ方式を採用し、1階には駐車場とエントランスフロア、エレベーターやエスカレーター等を配置する。
- ・ 可能な限り基準階の面積を大きくとり、業務上のつながりの強い部課の集約や議会機能をワンフロアに配置する等、効率的で機能性の高い庁舎を目指す。
- ・ 特に災害対策本部機能は集約配置し、災害時には迅速な対応が可能となるよう配慮する。
- ・ 周辺の環境に調和し、景観に配慮した庁舎とする。

③2期棟の敷地利用の考え方

2期棟には、市民窓口空間（住民・福祉・医療保険・税関係）を中心とする機能を配置することから、配置計画の検討にあたっては、以下に示す空間・機能の条件を可能な限り満たすよう検討します。

2期棟の空間・機能の条件

- 市民利便性に関わる空間：
 - ・ 来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行ける
 - ・ 市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層部になるべく配置
- 行政機能に関わる空間：
 - ・ 執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンフロア
- 防災機能：
 - ・ 速やかに1期棟の災害対応を支援できるような空間配置
 - ・ さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置（庁舎内の会議室、ロビー空間や屋外デッキを想定）
- 駐車場：
 - ・ 2期棟に確保する駐車場収容台数を約300台（※）と設定

※約300台の駐車場収容台数を確保する。建替え時には既存立体駐車場を活用しながら建替える等、駐車場不足にならないよう配慮する。

設計段階では、上記で示した空間・機能の条件に加えて、以下に示す方針に基づき、より具体的な配置計画について検討します。

- ・ 2期棟は市民窓口部門が入居する、市民にとっての本庁舎となるため、市民の利便性に配慮された親しみのある空間とする。
- ・ 1階には駐車場利用に加え、エントランスフロア、エレベーターやエスカレーター等を配置するほか、産業の展示コーナーやカフェの設置等を検討し、市民に親しまれるエントランスフロアを目指す。
- ・ 本市の目指すワンストップ総合窓口の実現に向けて、市民窓口フロアの面積は可能な限り広いスペースを確保する。
- ・ 周辺の環境に調和し、景観に配慮した庁舎とする。
- ・ 平常時には、市民の憩いの場として活用でき、水害等の災害時には一時的な避難場所となるスペース（屋外デッキを想定）を2階レベルに設ける。配置は利用しやすさや、求められる役割を果たすよう機能性に配慮する。
- ・ 事業費を可能な限り抑えつつ、機能的、効率的かつ安全な庁舎の整備を目指す。

3) 1期棟と2期棟の連絡通路の設置

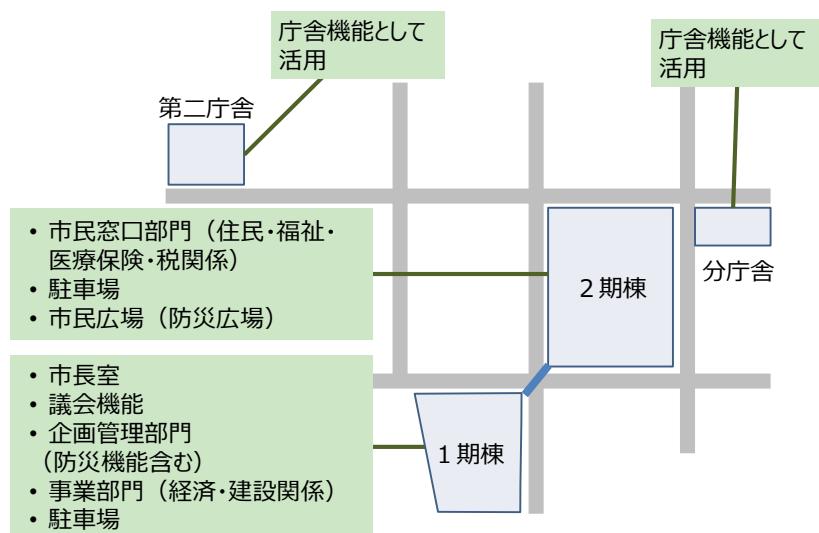
現在、本庁舎敷地と市民会館敷地の間には交差点上を斜めにわたる歩道橋が設置されています。

1期棟と2期棟が市庁舎として一体的な運用ができるよう、2期棟の竣工後は、1期棟と2期棟を結ぶ連絡通路の必要性は高いと考えています。加えて、災害時に防災拠点として一体的に災害対応に取り組むためにも、水害被害に備えた2階以上レベルの連絡通路の重要性は高いと言えます。

なお、設置にあたっては、以下の観点に配慮し、雨風を防ぐことのできる連絡通路等を整備します。

- ・ 安全性の高い構造を有すること
- ・ 利便性を考慮し、公共空間からも連絡通路にアクセスできること
- ・ 市庁舎の顔となることから、景観との調和やデザイン性に配慮すること
- ・ 災害時には災害対応や緊急的な避難経路として活用できること
- ・ 災害時の利用を想定しつつ、平常時のセキュリティにも配慮されていること

建設配置イメージ（2期棟竣工後）（再掲）



7. 建築計画に関する考え方

(1) フロアゾーニングイメージ

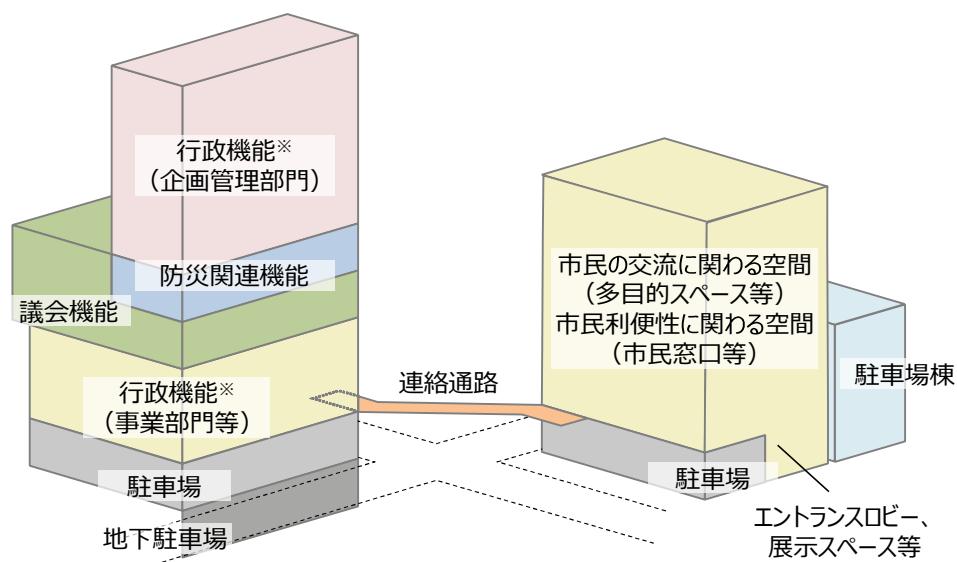
1期棟は、市長室、議会機能、行政機能のうち企画管理部門（防災機能を含む）、事業部門を配置します。また、災害時に一体的な利用を可能とするため中層部に防災機能と議会機能を配置します。

なお、2期棟の建設期間中は、1期棟の低層部に市民窓口部門を配置します。

2期棟は、市民窓口部門や市民交流に関わる空間を配置します。1階は、駐車場とエントランス、展示スペース等の配置を検討します。

また、市民窓口は2階以上に配置することを基本としますので、わかりやすく、またアクセスしやすいよう、エントランスやエレベーター、エスカレーターを配置します。

フロアゾーニングイメージ



庁舎の概略規模

1期棟		2期棟	
庁舎規模	17,500 m ²	庁舎規模	14,500 m ²
議会機能	1,750 m ²	行政機能* (市民窓口部門)	10,000 m ²
行政機能* (企画管理部門 (防災機能含む)、事業部門)	10,000 m ²	その他機能*	4,500 m ²
その他機能*	5,750 m ²	駐車場	約 300 台
駐車場	約 100 台	駐車場	約 300 台

※ 行政機能（企画管理部門、事業部門、市民窓口部門）については、必要な書庫・倉庫、会議室を含む。

※ その他機能は、全庁共用施設や展示スペース、多目的スペース等である。

(2) 空間・機能の整備方針

1) 市民利便性に関わる空間

ここでは、市民利便性に関わる空間や市民交流に関わる空間の建築計画の考え方を整理します。

①市民が利用しやすい窓口サービスの提供

ア) 誰にでもわかりやすい案内機能

来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、わかりやすい案内表示や総合案内の設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、カウンタ一式の対面による対応ができる総合案内やデジタルサイネージ²⁴を設置する等、来庁者にとってわかりやすい施設とします。
- 特に複数の手続きでも、関係する窓口がわかるようなサイン計画とします。1期棟と2期棟の配置や窓口機能の設置場所等に配慮した、来庁者が迷わない動線計画とします。
- また、国際化に対応した多言語表示による案内サイン、大きくてわかりやすい視認性の高い表示やピクトグラム²⁵等を採用します。



案内・ピクトグラムの例（町田市庁舎）

写真：町田市提供

イ) 市民にとって便利な窓口機能

市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層階になるべく集約する、市民が手続きをできる限りまとめて行うことができる等、市民の行きやすさや利用しやすさ、市民への案内のしやすさに配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 窓口機能は2階以上のなるべく低層階に集約することで、移動距離を少なくし、複数の手続きができる限りまとめて行うことが可能となるような、窓口の配置を検討します。

²⁴ 屋外・店頭・公共空間・交通機関等あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムのこと。

²⁵ 一般に「絵文字」「絵単語」等と呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）の一つ

- また、市民窓口部門のある階層を吹抜け等とすることで上下階が見渡せ、目的の窓口が見つけやすい施設づくりを目指します。

ウ) 安心・快適に利用できる窓口・相談環境の整備

市民が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。特に機微な個人情報等を取り扱う場合にはプライバシーに配慮した空間を設けます。

また、来庁者が用件を完了するまで、待ち時間を快適に過ごすことができるよう待合スペースを充実します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

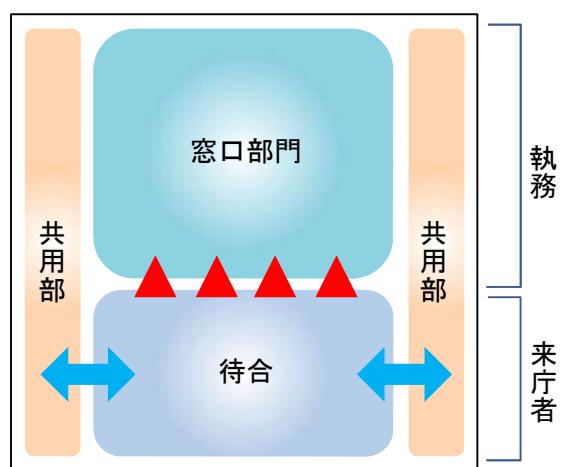
- 各窓口への来庁者数に合わせた窓口スペースやカウンター等を設置します。
- 来庁者が安心できるよう個人情報やプライバシー保護等に配慮し、窓口毎の仕切り・衝立やブースのあるカウンター等を導入します。
- 市民窓口には、座って対面することができるローカウンターを基本として、カウンターの幅や奥行きに配慮します。また、車いすの利用をはじめ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮します。
- 来庁者の多い窓口には、待合スペースを確保します。

プライバシーに配慮した窓口カウンター
(甲府市庁舎)



写真：甲府市提供

窓口エリアゾーニング図



②庁舎の利便性を向上させる施設の併設

ア) 市民ニーズの高い施設・サービスの提供

市民が新庁舎を気軽に利用でき、市役所の手続きの待合時間の有効利用するための施設・サービスの導入について、市民ニーズや周辺の同種施設の立地状況等を踏まえ、検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に親しまれる庁舎として、市民窓口が置かれる新庁舎の2期棟に、ロビー空間のほか、カフェスペース等の設置も検討します。

2) 市民協働・交流に関わる空間

①市民協働の活性化につながる空間

ア) 市民協働空間の拡充

今後の市民協働活動をより積極的に推進していくため、こうした活動を行うためのスペースの拡充を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に利用しやすいよう、また有効に活用されるよう、新庁舎の2期棟あるいは周辺の既存庁舎に市民協働活動を行うスペースの設置を検討します。

イ) 市政情報コーナーの拡充

市民が必要な市政情報を入手できるスペースを拡充することを検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市政を身近に感じてもらえるよう、市民がアクセスしやすい場所に市政情報コーナーを設置します。

②市民同士の交流が促進される空間

ア) 市の情報を発信する多目的スペースの配置

市民向けのイベント・展示等の開催や川口市の観光資源や歴史等の発信が可能なスペースを設置することを検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市政情報を広く市民に伝え、市政が身近に感じられるような市民イベント、川口市の観光資源や歴史等発信スペースとしても活用できる多目的スペースを設置します。
- これらの施設は、市民が多く訪れる2期棟に設けます。

多目的スペース・スタジオ例（町田市庁舎）



写真：町田市提供

3) 行政機能に関わる空間

①職員が働きやすい執務室の実現

ア) 業務上のつながりに配慮した業務効率を高める空間配置

新庁舎への機能集約を可能な限り図り、分散化を解消することに加え、部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、**可能な限り近くに配置**することで、業務の効率性を向上させます。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 新庁舎に可能な限り機能の集約を図ることで、市民の利便性、業務の効率性の高い庁舎を目指します。ただし、**部門業務の独立性**や**他部門との関係性**を踏まえ、本庁舎周辺の既存庁舎も活用することとします。
- 業務上つながりの強い部門を同一のフロア内、あるいは**上下階等**に配置することで、業務の効率性を高め、市民サービスの質の向上に努めます。

イ) 将来の変化に柔軟に対応する執務室の整備

執務室は必要な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーションを円滑化するオープンなフロアを目指します。

また、解決すべき課題が多様化する中、行政組織も柔軟に改編していきます。こうした組織の改編にあわせて大規模なレイアウト変更の工事を必要としない、ユニバーサルレイアウトの導入等、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できる執務室を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

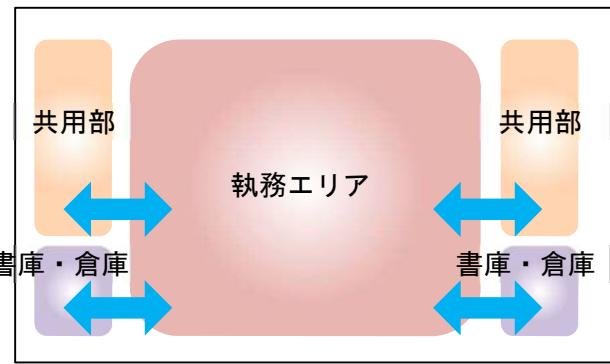
- **開放的で視認性が高い執務空間**となるように什器や備品を配置します。
- 職員同士のコミュニケーションの活発化を促し、かつ執務空間を有効活用できるようオープンで整形なフロア形状とします。
- 将來の組織改編や職員の増減にも柔軟に対応でき、**大規模なレイアウト変更**が発生せず、ランニングコストを抑えられる、レイアウトのモジュール化²⁶を進めたユニバーサルレイアウトを導入します。なお、**機器等設置スペース**は十分な広さを確保し、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できるようにします。

²⁶ 建築設計において基準となる基本寸法のこと。設備機器等では、規格化した部材の構成群の標準化やユニット化と同義。

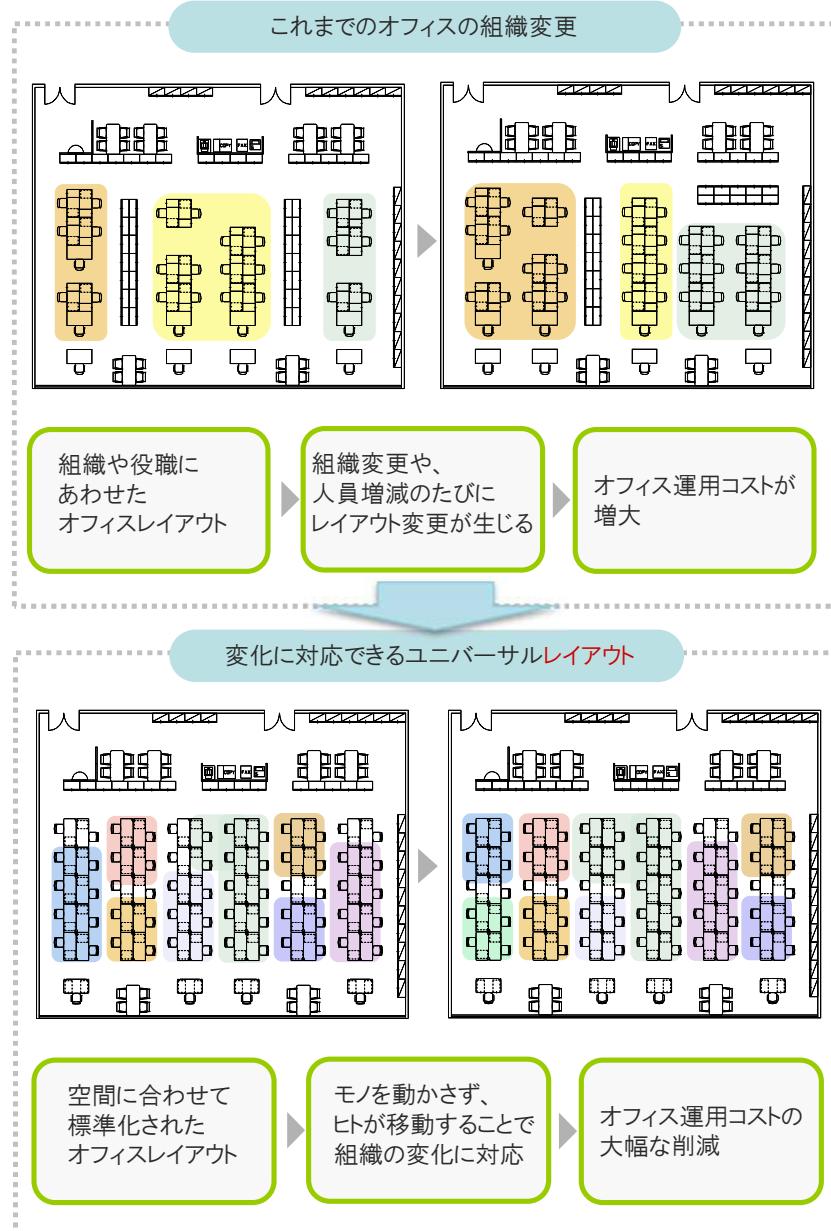
ユニバーサルレイアウトイメージ



執務エリアゾーニング図



ユニバーサルレイアウトの導入効果のイメージ



ウ) 執務室の I C T 対応の促進

執務室は高速無線LANを採用する等、ICTへの対応を進めます。

また、情報通信技術は日々進展しているため、将来の情報化の動向を見据えながら、本市の情報化の方針を基本として、ICTを積極的に活用します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務空間は、セキュリティを確保した上で高速無線LANを採用する等、情報機器の配線が極力必要のない設計とします。
- また、上下階や1期棟と2期棟を結ぶ回線は、光ファイバー等の広帯域²⁷の確保が容易に可能な設計とともに、SDN²⁸等のICTを活用し柔軟に帯域の活用ができる設計とします。

エ) 会議・打合せスペースの充実

必要に応じてフレキシブルに利用できる共用の会議室や打合せスペースを設置し、現庁舎では不足している会議スペースの充実を図ります。

また、税申告の受付や期日前投票、大量の発送業務、職員の研修等、一時的に大きなスペースを必要とする業務に備え、大規模な会議室を設けます。この会議室は、利用人数や用途によって規模を柔軟に変更できるものとする等、限られたスペースの有効利用にも配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務スペースに隣接したエリアに共用の会議・打合せスペースを設置し、職員のコミュニケーションの向上と業務の効率化を目指します。
- 会議室は、さまざまな用途に利用できるように、部屋の分割や大きな空間とすることが可能な可動間仕切りを備えたものとして、限られた空間の有効利用に努めます。

オ) 書庫・倉庫の適切な配置

新庁舎の整備にあたって、保存する必要のない文書や重複して保有する文書、また、不要な物品の削減を進め、書庫や倉庫のスリム化を目指します。その上で必要となる書架、書庫、倉庫を適切に配置します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 執務室内に収納スペースを設置し、集密書架²⁹を採用することで、執務室の有効活用を図ります。

²⁷ 広帯域：ネットワーク分野では帯域＝通信速度の意味で使用されており、帯域が広いこと＝通信速度が高速な回線のこと。

²⁸ Software-Defined Networking (SDN) の略。ネットワーク上の通信機器を（人が触れることなく）ソフトウェア上で集中的に制御しネットワーク構成や設定等を動的に変更できる技術のこと。

²⁹ 集密書架：文書等の収納効率や能力を優先させた移動式の書架のこと。棚の移動には電動・ハンドル式・スライド式等がある。

- なお、日常的に使用する文書は収納スペースに保管し、中長期的に保管する書類等の保管場所として、分庁舎等を有効に活用します。

②執務空間の防犯、情報管理対策の強化

ア) 執務空間のセキュリティ性能の向上

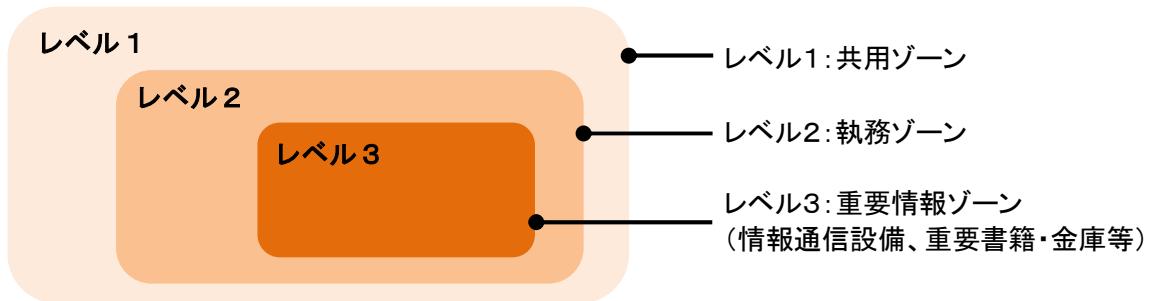
庁舎は、多くの行政情報や個人情報を扱うため、執務空間には高い防犯性能や徹底した情報管理の対策が求められます。空間の配置方法、ICカード等による認証システムの導入を検討し、執務空間のセキュリティ性能の向上を目指します。

なお、特に高いセキュリティが求められる情報システムや職員情報を扱う部門等には、複数の手段によりセキュリティを確保します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 庁舎内の立ち入り可能な範囲のセキュリティレベルを設定し、市民に開かれたオープンな場所から機密性の高いクローズな場所までを明確に区分する計画とします。
- セキュリティに配慮した部課内配置、土日の部分開庁時の他課のセキュリティ対策、ICカード等による認証システムの導入や入退出管理等を検討し、重要な行政情報、個人情報を確實に守ります。
- 行政情報の中でも特に機密性の高い情報等を取り扱う重要情報ゾーン（レベル3）については、特定の職員しか出入できない範囲として配置・動線計画に留意するほか、生態認証機能を有する設備機器の導入等、入退室管理の厳格化を図ります。

セキュリティゾーニングイメージ



イ) 情報管理対策の強化

新庁舎の整備にあたって、特に重要な行政情報や個人情報を扱う電算機室等については情報セキュリティの確保のほか、安定した電源の確保や通信回線の多重化等、業務の継続性についても配慮した設計とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 重要な情報資産を保管する電算機室等については重要情報ゾーンと位置づけ、情報資産の保全のため万全なセキュリティ対策を行います。

- 停電時においても電源供給が可能な非常用自家発電設備と連携した無停電電源装置³⁰の設置や通信機器等の多重化を行い、業務の継続性を確保します。

③職員が意欲高く働くことのできる執務サポート機能の充実

ア) 室内環境の快適性の向上

職員が健康を維持して円滑に業務にあたることができるように、執務室は採光や換気に配慮し、職員が働きやすい環境を目指します。

また、職員の業務効率の向上に資するよう、リフレッシュスペース等の設置を検討します。喫煙室は、来庁者と職員の受動喫煙に配慮し、設置の是非を引き続き検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 職員が健康を維持して業務を円滑に進めることができるよう、執務室は自然採光、換気、自然通風に配慮した計画とします。
- 執務スペースに隣接して、リフレッシュスペース等の設置の検討も行い、職員の労働環境等に配慮した施設とします。

³⁰ 突然の停電等、外部からの電力供給が途絶えた場合でも、一定時間、接続されている機器に対して、決められた出力で電力を供給できる電源装置のこと。

4) 議会機能に関わる空間

①機能性に優れた議会施設の充実

円滑な議会運営に資するよう、議場をはじめとして、委員会室、議員控室、各種会議室、議会図書室等において機能性に優れた施設の充実を図ります。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 円滑な議場運営のために、議場エリアは、執務エリアとは分割し、議会事務局や必要諸室の効率的な配置を行います。また、将来の議員数の変更に対応可能な可変性のある施設とします。

②利用しやすい議会施設の整備

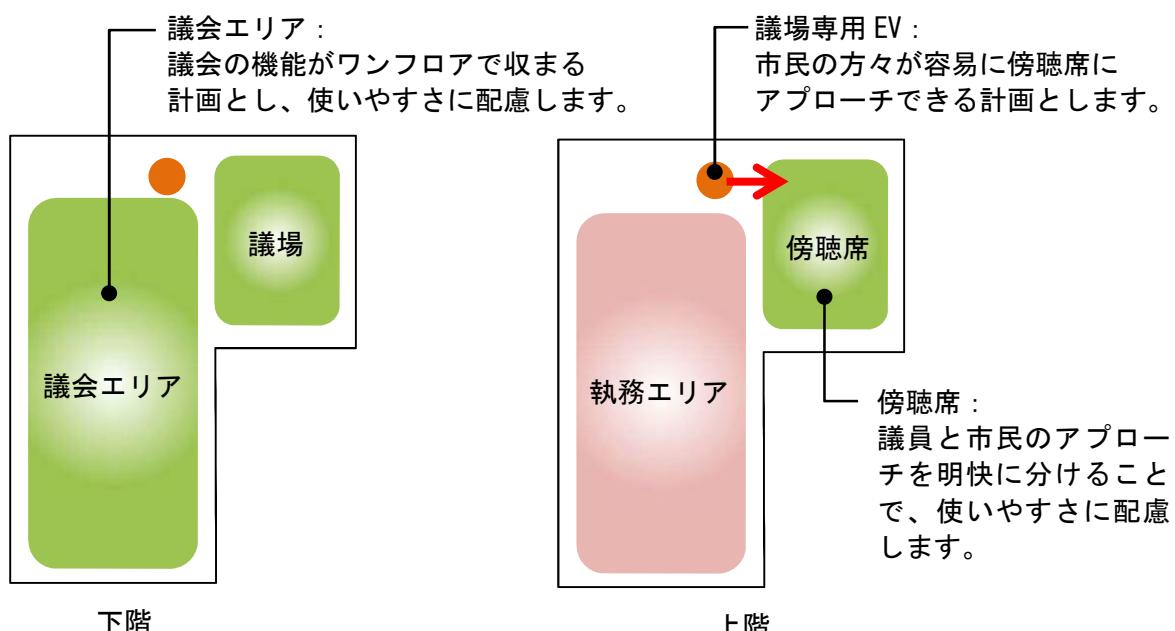
議会機能の独立性を踏まえながら、議員、職員はもとより、訪れる市民にとっても安全で利用しやすいよう、議場や諸施設の配置、動線に配慮した整備をします。

また、議場や傍聴席、通路等のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい施設とともに、傍聴席を充実させることにより市民の来庁に対応できるよう配慮します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 議会機能と執務機能を明確にゾーニングすることで、議会機能の独立性を確保した計画とします。なお、議員や職員、傍聴に訪れる利用者等の利用動線を区分するよう計画とします。
- 傍聴席数の拡充のほか、身体の不自由な方や子供連れの方にも傍聴していただける施設整備を図ります。
- いずれの動線もバリアフリー化を進め、また、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい議会施設とします。

議会フロアゾーニング図



5) 防災関係機能

①災害対策本部機能

庁舎は災害発生時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、議会、消防等のさまざまな関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、平常時には職員向けの大きな会議室や多目的ホールとしても利用可能とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 災害対策本部は、市長室や防災部門、会議室等に近接して配置することで、迅速な対応ができるようにします。
- 災害時に災害対策本部が設立される1期棟の屋上にホバリングスペース³¹を設置し、本市の防災拠点となる庁舎とします。

②災害対策スペース

災害発生時に市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 庁舎内のスペースに余裕をもたせることで、平常時は市民ギャラリーや会議室として利用し、災害時には市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア待機スペース等さまざまな用途に使用できるような場所を設けます。
- 災害時には、情報集約、情報発信を行うスペースも重要となります。平常時から市民に災害情報等を発信し、普及啓発を図る災害情報スペースの設置を検討します。大きな画面によるデジタルサイネージ等市民にとって分かりやすい設備の設置を検討します。
- 新庁舎には、2階レベルに災害対応や周辺住民の一時的な避難場所となるスペース（屋外デッキを想定）を配置します。

ホバリングスペース（町田市庁舎）



写真：町田市提供

災害情報スペース（甲府市庁舎）



写真：甲府市提供

³¹ ヘリコプターが空中で停止している状態をホバリングといい、災害活動等に際し、緊急用ヘリコプターが建築物の屋上に離着陸せず、ホバリングして救助活動を行う場所のこと。

③災害に配慮した施設構造

ア) 地震に対する構造安全性

新庁舎は大規模地震発生時に庁舎利用者の安全を確保するとともに、被災後に速やかに業務を再開できるように建物の構造体、非構造部材、設備機器について十分な耐震性を確保するようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 大規模地震発生時においても安全性の高い庁舎とするため、免震構造等の採用を検討します。
- 設備機器、什器及び備品についても耐震対策を施し、業務の継続性の確保および更なる利用者の安全性が確保できる庁舎とします。

イ) 水害に対する安全性

新庁舎は荒川の氾濫の可能性がある地域に属していることや、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対応できるよう、災害発生時に業務遂行の必要性のある居室を地下に居室を設けない等、水害に対する安全性を確保するようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 水害被害に備え、業務継続を担う機能は2階以上に配置し、1階はピロティ方式を採用し、エントランスロビーや駐車場等に活用します。
- 職員やボランティアの活動スペースは2階以上に設置し、救援活動が水害時にも対応できるエリアとして計画します。
- 「ゲリラ豪雨」等への対応として、庁舎の地下ピットに雨水貯留槽を設置します。

ウ) 設備の安全性

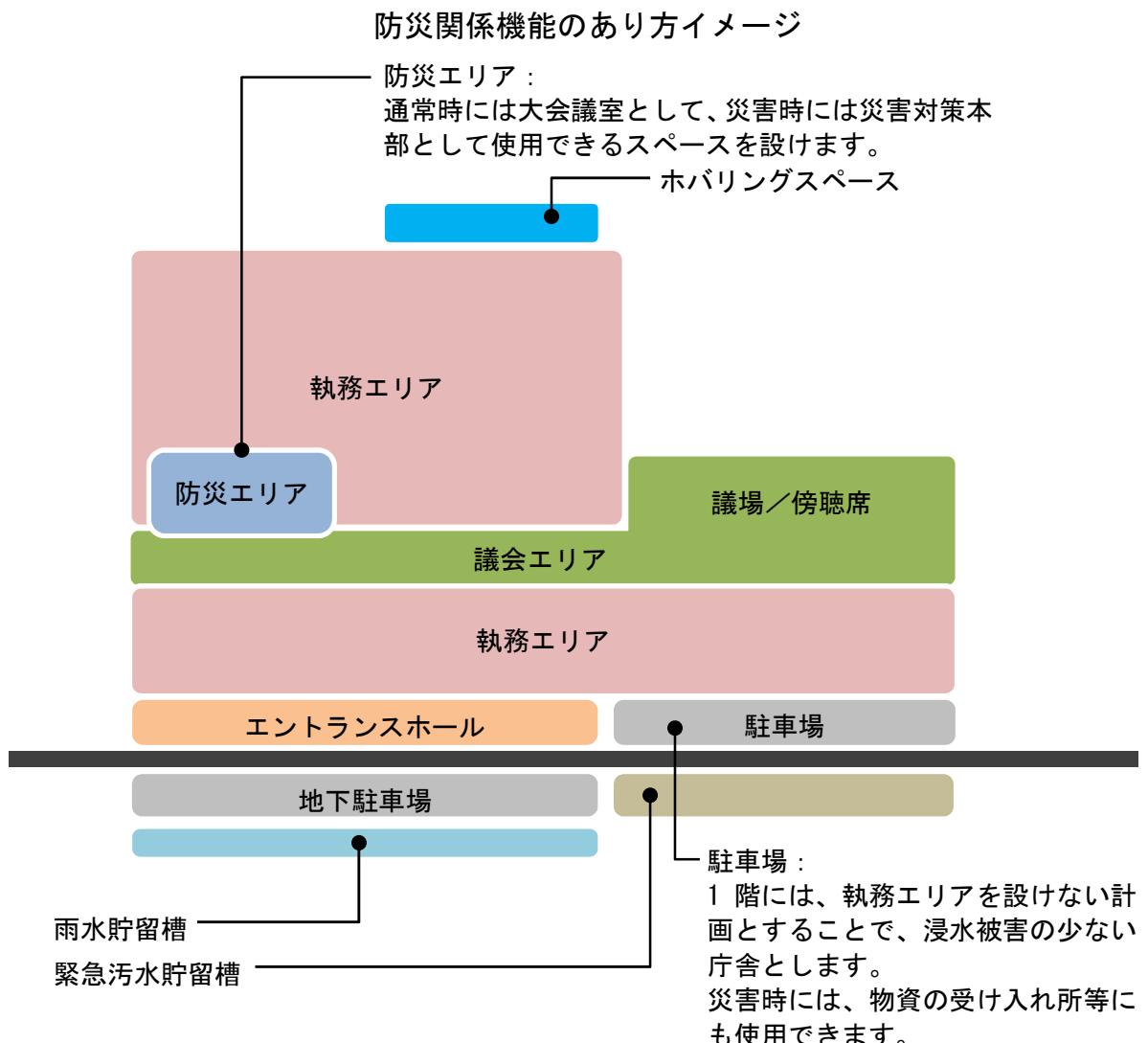
災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、設備についても安全性が求められます。設備系統の多重化や、エネルギー供給が遮断された際にも対応できるように、非常用自家発電設備からの電力供給や雨水貯留槽、燃料の備蓄機能等を備えます。

また、水害発生時に備え、設備機器は浸水の可能性のある階には設置しないようにします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- エネルギー供給が遮断された場合にも、重要設備については非常用自家発電設備による電源供給により72時間使用可能な対応とする、受水槽は通常の必要給水量より余裕を持たせた計画とする、また、それらの供給網は多重化する等、災害対応等の業務が継続できる庁舎とします。
- 水害等への対応として、重要度の高い設備機器、供給施設は上階に設置します。
- 災害時に下水道インフラが被災し、敷地外に排水できないことを想定して緊急の汚水貯留槽を確保します。

- 雨水貯留槽を設置し、平常時に加え、災害時にも中水³²として活用できるような設備の導入を検討し、上水道の被災にも備えます。



※上図はイメージ図であり、新庁舎の断面図を示しているものではありません。

エ) 重要な情報の保全

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、市が保有する重要な情報についてもその保全が求められます。そのため I C T を活用し、情報システム全体を遠隔地にバックアップを保管したり、迅速な復旧が可能なシステム環境を整備します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- データを遠隔地に自動的にバックアップを保管すること等により、重要な情報の保全が可能な設備を整備します。
- 最新の情報化技術等を活用し、災害発生時に遠隔地にデータセンター機能を即時に移動させる等、業務継続が可能な環境を整備します。

³² 雨水等を下水道に流す前に、トイレ洗浄水や散水用水等の雑用水として有効利用する水のこと。

6) 環境共生に関わる機能

①自然エネルギーの活用

自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用します。

庁舎敷地や庁舎建物の緑化を進め、施設内に自然環境をできるだけ確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。緑化については「川口市緑の基本計画」に基づき緑地面積20%を確保します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 太陽光発電システム等、自然エネルギーを積極的に活用した環境配慮型の庁舎を目指します。
- 吹き抜け等を利用した自然通風、自然採光を取り入れます。また、環境型ガラス（Low-E：高遮熱高断熱複層ガラス）等や十分な断熱性能を持つ外壁材等を採用することで、外部熱負荷の低減を図り、空調エネルギーの削減に努めます。
- 敷地内の緑化を積極的に推進し、敷地面積に対する緑地面積20%を確保します。

②ライフサイクルコストの低減

建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、維持管理段階のコスト削減に留意します。

自然エネルギーの活用等、建物の省エネルギー化を進めるとともにリサイクル材等の低環境負荷材料の使用を検討します。

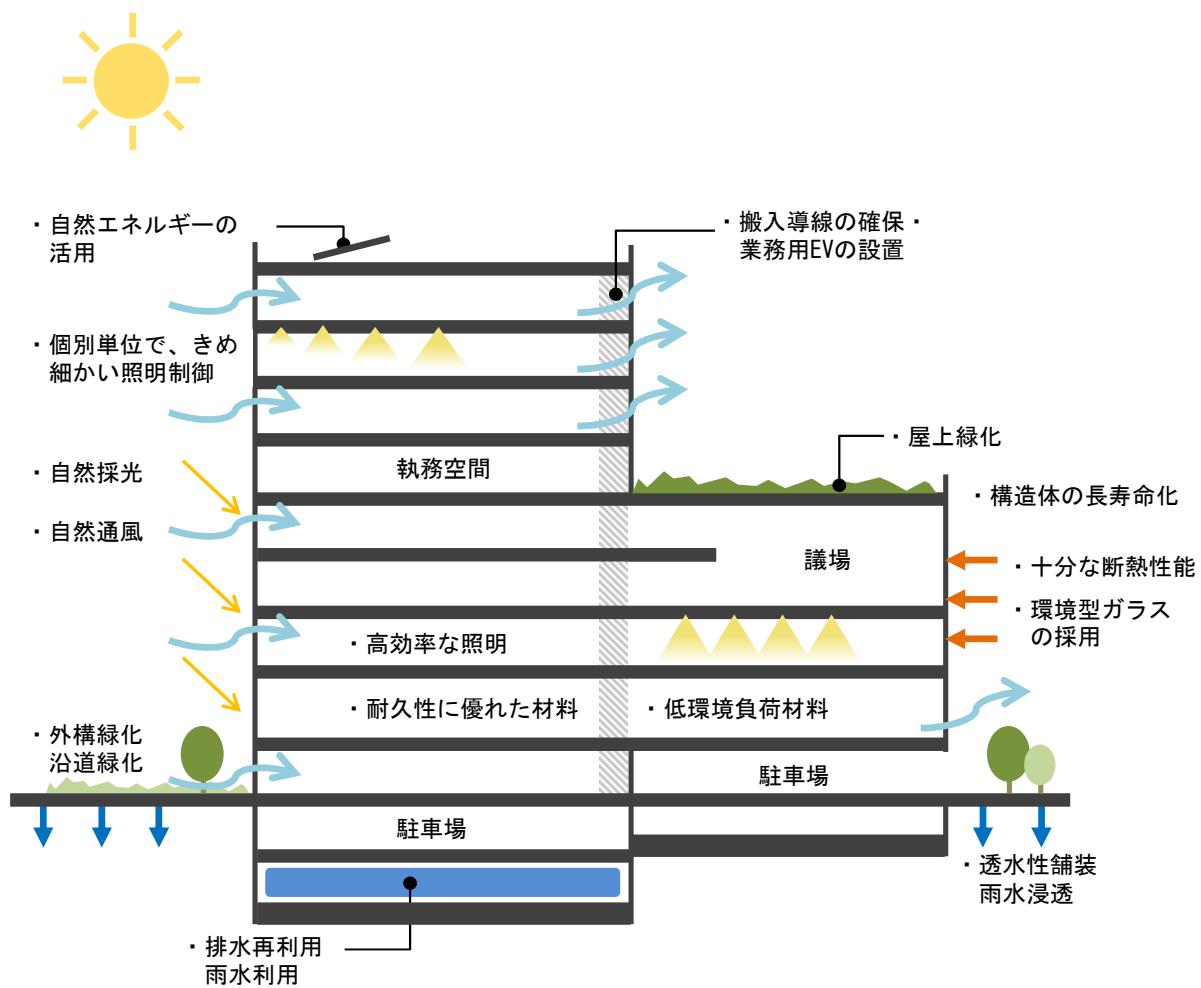
建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性の高い部材・機器を活用します。建物の目標耐用年数は「川口市施設マネジメント基本方針」に基づき、原則として65年以上とします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- エネルギー消費の高効率な照明器具(Hf蛍光灯³³やLED照明等)を採用します。また、明るさセンサーや調光制御システム等により、照明を個別単位できめ細かく制御することで、庁舎のエネルギーの有効利用を図ります。
- 耐久性に優れた材料を積極的に採用する等、庁舎の長寿命化を図ります。また、構造体と比べて耐用年数の短い設備機器等は、定期的な維持管理や将来の設備更新等が容易にできるようにします（適切な配置、搬出入動線の確保、業務用エレベーターの設置等）。
- 執務空間は、将来の職員配置の変更等に対応できるユニバーサルレイアウト等を採用し、レイアウト変更によるコスト削減を図ります。

³³ Hf蛍光灯（インバーター蛍光灯）：インバーターを内蔵することで従来形の蛍光灯より高効率化で消費電力を抑えることができる蛍光灯。

環境配慮イメージ図



※庁舎の形状はイメージであり、確定した計画ではありません。

7) バリアフリーに関わる機能

①建物内部の配慮

相談を伴うような業務空間では、高齢者や障がい者等にも配慮した誰でも利用しやすい窓口構成とします。また、廊下や階段は、誰もが安全で移動しやすいように十分な幅員を確保するとともに、障がい者や乳幼児連れの方等にも配慮し、多機能トイレを設置します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- エントランスから窓口空間へは、特に高齢者や障がい者、乳幼児連れの方の移動しやすさに配慮した段差のない動線や十分な広さを確保した計画とします。
- 窓口へのローカウンターの設置、多機能トイレの適切な配置等、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮します。

②建物外部の配慮

駐車場は歩行者と自動車の動線を明確に区分し、車いす利用者用駐車場は庁舎の出入口付近に確保します。また、雨天や暑気の対策も検討します。

公共交通機関の利用に配慮し、バス停や車寄せは庁舎の出入口付近に確保します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 駐車場は歩行者と自動車の動線を区分し、安全に利用できるよう配慮します。
- 車いす利用者駐車場は、1階駐車場の庁舎の出入口付近に確保し、雨天時の利用にも考慮し、濡れずに来庁できる計画とします。
- 公共交通機関での利用しやすさに配慮し、バス停や車寄せは市役所前通りに面する位置に配置します。

③庁舎案内

高齢者、障がい者や日本語に不慣れな方等に配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

ハード面だけでなく、来庁者に対してわかりやすく丁寧な案内を行うことのできるホスピタリティを目指します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 國際化に対応した多言語表示によるサイン、ピクトグラムを採用するとともに、見やすい位置や向き、大きさ等に配慮したわかりやすく視認性の高い案内表示とします。併せて、さまざまな来庁者の要件や問い合わせに応じられるよう、総合案内窓口を設置します。

8) その他の機能

①セキュリティ機能

来庁者および職員の安全を確保するとともに、庁舎で取り扱う各種情報の適切な管理を行うためのセキュリティを確保します。

庁舎の業務用途に応じたセキュリティのレベルを設定するとともに、夜間利用や土日祝日利用等にも配慮したゾーニングとします。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民に開かれたオープンな場所については、セキュリティ上の管理区分に配慮しながら、夜間や土日祝日等の閉庁時間帯でも利用できるように配置を検討します。

②川口市を象徴付ける機能

川口市の地域に根ざした産業・文化を庁舎整備にできるだけ反映します。地場産業である鋳物や植木等の活用を積極的に図ります。

庁舎内には、市民の要望が高い市の歴史・文化等に関する展示スペースの設置を検討します。

具体的には、以下のような整備方針とします。

- 市民利用の多い2期棟や、新庁舎の特徴でもある連絡通路は、特に市民に親しまれるよう、地域の特色でもある鋳物や植木の活用等、デザインに配慮し、本市の象徴となるような庁舎を目指します。
- 来庁者に本市の歴史・文化等の魅力を発信する展示スペースは市民利用の多い2期棟に配置します。

8. 事業計画に関する考え方

(1) 地元経済への波及効果

新庁舎建設事業の実施にあたっては、地元企業の参画、地元産品の活用、地域における雇用の創出等、さまざまな地元経済への波及効果が期待されるため、地元経済活性化の観点からも、適切な事業方式等について検討を進めていくものとします。

(2) 新庁舎建設事業に適用可能な事業方式

新庁舎の建設においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な事業方式を見極めることが重要です。

1) 各事業方式の比較

新庁舎の建設において適用可能と想定される代表的な事業方式について、各事業方式の一般的な特性及び留意点を整理します。

各事業方式の一般的な特性及び留意点

事業方式	特性	留意点
設計・施工分離発注方式	設計と施工を別の者が実施するため、設計と施工に関する責任の所在を明確化することが可能である。	設計企業、施工企業及び維持管理企業をそれぞれ別々に選定することから、ライフサイクルコストの削減は設計、施工及び維持管理の各段階で個別に工夫を講じる必要がある。
設計・施工一括発注方式 (D B方式)	設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工企業の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術導入の促進を期待できる。	設計企業や発注者(市)のチェック機能が働きにくく施工企業側に偏った設計となる可能性がある。
設計施工・維持管理一括発注方式 (D B O方式)	設計企業、施工企業及び維持管理企業を同時に選定することにより、建設コスト及び維持管理コストを含めたライフサイクルコストの削減を図られる可能性がある。	資金調達は発注者(市)が行うことから、P F I方式と異なり市の財政負担額の平準化が図られにくい。
P F I方式	設計企業、施工企業及び維持管理企業を同時に選定することにより、ライフサイクルコストの削減を図られる可能性があるとともに、市の財政負担額の平準化が図られる。	事業者選定にあたってはP F I法に基づいた手続きが必要となることから、選定コストが大きく選定期間が長期化する。
リース方式	民間所有施設を長期間にわたって発注者(市)が借り受けることから、ライフサイクルコストの削減を図られる可能性があるとともに、市の財政負担額の平準化が図られる。	建設するのはあくまでも民間所有施設であることから、建物の性能水準(構造基準等)は民間仕様相当となることが一般的である。

2) 新庁舎建設事業の特徴を踏まえた事業方式選定の考え方

①現本庁舎を活用しながらの現地建替

新庁舎建設事業では、現本庁舎を活用しながらの現地建替となります。このため、更地での新築事業と比較し、工事を進める上で、現本庁舎の利用を確保するための各種調整事項が数多く発生することが想定されます。

設計施工一括発注方式、D B O方式、P F I方式、リース方式は、本市と事業者が包括的に契約を締結し、建設工事の工程管理は基本的に民間事業者の責任下において行われます。しかしながら、現本庁舎を活用しながらの現地建替では、工程管理に影響を及ぼす調整が数多く発生することが見込まれるため、民間事業者の責任下による工程管理が難しくなります。

このため、新庁舎建設事業においては、本市の責任下で工程管理を行うことができる、従来方式が適していると考えられます。

②長期間に渡る工期

新庁舎建設事業では、第1期工事と第2期工事を合わせた**工期は5年以上の長期間にわたると**想定されます。近年、東日本大震災からの復興に伴う建設需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設需要の増加によって建設費が高騰しており、特に建設企業を中心として長期契約の締結を敬遠する傾向にあります。

設計施工一括発注方式、D B O方式、P F I方式、リース方式は、本市と事業者が長期契約を締結し、基本的には契約金額の範囲内での業務履行を求めることになります。契約条件として物価変動による契約金額の見直し条項を織り込むことは可能ですが、これらの事業方式は設計図書に基づいて発注する方式ではないため、物価変動を反映することが技術的に難しいという指摘もあります。

このため、新庁舎建設事業においては、契約期間が長期間になりにくく、物価変動による契約金額の見直しを行いやすい、従来方式が適していると考えられます。

③行政職員が市民サービスを提供する施設

新庁舎は、行政職員が市民サービスを提供する施設であることから、本市行政職員自らが利用しやすい建築計画を実現することができる事業方式が望ましいと考えられます。

D B O方式、P F I方式、リース方式は、設計・建設から維持管理・運営までを含めて一括発注することにより、維持管理・運営を行う主体が利用しやすい施設を自らが設計建設することで、効率的な建築計画の実現が期待される事業方式です。一方、新庁舎建設事業の場合、施設を利用するものは行政職員であり、これらの事業方式では、設計・建設を行う主体と施設を利用する主体は異なります。

このため、新庁舎建設事業においては、建築計画の仕様を利用者である行政職員が決定することができる、従来方式が適していると考えられます。

3) 新庁舎建設事業の事業方式

新庁舎建設にあたっての事業方式については、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、従来方式を中心として検討を進めていくものとします。

(3) 設計者の選定方式

設計者の選定においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な選定方式を見極めることが重要です。

新庁舎の設計において適用可能と想定される設計者選定方式を例示します。

各設計者選定方式の概要

設計者選定方式	各方式の概要
技術提案方式 (プロポーザル)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方針、プロジェクトに対する考え方等についての「技術提案」の提出を求め(図形表現はイラスト、イメージ図程度)、「設計者(組織・人)」を選ぶ方式。 設計競技方式と比較して、提案作成や設計者選定にかかる時間は短縮できる。
設計競技方式 (コンペ)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計図面」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者に指名する方式。 具体的な「設計案」を選ぶため、提案作成や設計者選定に時間がかかる。

(4) 施工者の選定方式

施工者の選定においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な選定方式を見極めることが重要です。平成26年6月4日に公布、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」では、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用が位置づけられています。

今後、新庁舎建設事業の難易度、施工者による創意工夫の発揮、コストの削減と品質の確保、建設費の動向等を考慮したうえで、発注工事の範囲、参加資格要件、参加者の構成等について検討し、施工者選定方式を選定していきます。

新庁舎の建設において適用可能と想定される施工者選定方式を例示します。

各施工者選定方式の概要

施工者選定方式	各方式の概要
価格競争方式	発注者が示す仕様(設計図書)に対し、価格提案のみを求め、施工者を決定する方式。
総合評価落札方式	技術提案を募集する等により、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して施工者を決定する方式。
技術提案・交渉方式	技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。

(5) 運用管理方式

現本庁舎の運用管理は、施設修繕等の維持保全について、必要に応じて個別に対応しているとともに、省エネルギー等への対応についても、照明の点灯抑制や空調設備の運転時間の抑制について人的・個別に対応しているため、総合的・長期的な視点での運用管理が複雑化している状況です。

新庁舎の運用管理方式の検討にあたっては、将来にわたって省エネルギー性能を維持していくとともに、ライフサイクルコストの低減を図る観点から、効率的かつ効果的な運用管理方式や運用管理業務の委託方式について検討を進めていくものとします。

(6) 事業スケジュールの検討

新庁舎の建設は、市民会館敷地及び本庁舎敷地での建替え工事となります。建設工事を大きく二つに区分し、既存の施設を活用しながら進めています。

1) 第1期工事

第1期工事は、市民会館敷地内の現市民会館を解体した上で新庁舎（1期棟）を建設し、現本庁舎から新庁舎（1期棟）に機能を移転します。

第1期工事については、耐震性能が著しく低い現本庁舎を早期に建替えることが急務になっていることから、早期の建設に向けて可能な限り工期短縮に努めることとし、平成31年12月に竣工することを目指します。

2) 第2期工事

第2期工事は、新庁舎（1期棟）への機能移転が完了した後に本庁舎敷地内の現本庁舎を解体し、新庁舎（2期棟）を建設します。本庁舎敷地内に新庁舎（2期棟）が完成した時点で分散している庁舎機能の一部を集約します。

なお、近年、建設費が高騰していることから、第2期工事の着工時期は、本市の財政状況や建設費の動向等を見極めながら判断していきます。

3) 事業スケジュール

第1期工事と第2期工事を合わせた事業スケジュールは、概ね次のとおりです。

新庁舎建設スケジュール（予定）

概要		平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023
基本構想・基本計画											
基本設計・実施設計											
都市計画変更手続き等											
工事	市民会館敷地（1期棟）				解体工事		1期棟建設工事				
	本庁舎敷地（2期棟）						解体工事	第2期工事			

新庁舎建設工事ローテーションのイメージ



(7) 概算事業費

1) 設計・建設費等

本市の財政収支の観点から、新庁舎の整備に係る事業費総額を現状で200億円（税込み）を上限として推進することが求められています。事業費総額には、庁舎本体工事費用、駐車場工事費用、外構工事費用、既存建物解体工事費用、付帯建築物工事費用のほか、建設工事費用以外に、設計監理費用、申請関連費用、什器備品費用、移転費用も含める必要があります。

上記のような財政的な制約がある一方で、近年、東日本大震災からの復興に伴う建設需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設需要の増加により、庁舎整備に要する建設工事費は高騰しています。現在の建設費をそのまま第1期工事と第2期工事を合わせた $44,000\text{m}^2$ の新庁舎（駐車場部分を含む）の事業費総額として見込むと、210億円～220億円程度の事業費がかかることが想定されますが、基本構想において目標として示された200億円（税込み）にさらに近づけるよう、コスト削減に向けた方策を引き続き検討していきます。

同時に、建設段階のコストだけではなく、ライフサイクルコストとのバランスにも配慮しながら、長期にわたって経済的な庁舎としていくことを目指します。

2) 財源等の検討

本市では、昭和63年度より庁舎建設基金（現：庁舎等整備基金）を設置し、積み立てを開始しています。平成26年度末現在で、約63億7千万円となっており、事業費の確保が課題となっています。

このため、本市の財政負担を考慮しながら、地方債の適正な借り入れ等財源の確保を図ります。